

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(租税特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第一条の二 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第一条の五の規定は、法第二条の二第一項の規定を法第八条の四、第九条の四の二及び第四十一条の十二の二において適用する場合について準用する。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第三条の十七 省 略

2512 省 略

13 法第四条の五第六項の規定により法第四十一条の十八の二又は第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における第十九条の十の四及び第十九条の十の五の規定の適用については、第十九条の十の四及び第十九条の十の五第十二項第一号イ中「住所」とあるのは、「住所並びに法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託(以下この条において「特定寄附信託」という。)の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

(振替国債等の利子の課税の特例)

第三条の十八 省 略

2515 省 略

16 施行令第三条第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 法人番号を有する者 次に掲げる書類のいずれか

改正前

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第一条の二 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第一条の三の規定は、法第二条の二第一項の規定を法第八条の四、第九条の四の二及び第四十一条の十二の二において適用する場合について準用する。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第三条の十七 同上

2512 同上

13 法第四条の五第六項の規定により法第四十一条の十八の二又は第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における第十九条の十の四及び第十九条の十の五の規定の適用については、第十九条の十の四及び第十九条の十の五第十一項第一号イ中「住所」とあるのは、「住所並びに法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託(以下この条において「特定寄附信託」という。)の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

(振替国債等の利子の課税の特例)

第三条の十八 同上

2515 同上

16 同上

一 同上

二 法人番号を有する者 次に掲げるいずれかの書類

イ 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地（当該外国法人が第一項第四号に掲げる外国法人である場合にあつては、同号に定める場所。ロ(2)において同じ。）及び法人番号の記載があるものに限る。ロ(1)において同じ。）及び特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定
国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人確認書類（官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（当該外国法人の名称の記載のあるもので、特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）をいい、(1)及び(2)に掲げるものを除く。）
次項において同じ。）

(1)・(2) 省 略

17| 非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号に定める申告書（以下この項及び第十九項において「非課税適用申告書等」という。）を提出する外国法人が特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその提出の際、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び住所等につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び住所等と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に、施行令第三条第十五項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

イ 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地（当該外国法人が第一項第四号に掲げる外国法人である場合にあつては、同号に定める場所。ロ(2)及び次項において同じ。）及び法人番号の記載があるものに限る。ロ(1)において同じ。）及び特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（当該外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書又はこれに類するもの）

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び当該外国法人の第九項に規定する書類
(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1)・(2) 同 上

18| 施行令第三条第十五項に規定する財務省令で定める事項は、非居住者又は外国法人の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号とする。

19| 非課税適用申告書等を受理した特定振替機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書等に、当該特定振替機関等の営業所等に係る特定振替機関等の法人番号を付記するものとする。

20| 省 略

21| 施行令第三条第十九項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する非課税適用申告書を提出した者が組合員等である特例対象組合若しくは特例対象信託の名称若しくは事務所等所在地、当該特例対象組合若しくは特例対象信託の業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所等又は当該非課税適用申告書を提出した者の損益分配割合とする。

22| 特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その作成した施行令第三条第十九項の帳簿を、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

23| 省 略

24| 施行令第三条第二十項に規定する財務省令で定めるものは、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が、当該通知をした者が当該特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関に係る適格外国仲介業者であることを確認できる方法に限る。）とする。

25| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、その受けた法第五条の第二十五項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、

17| 施行令第三条第十五項に規定する財務省令で定める事項は、非居住者又は外国法人の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号（当該非居住者又は外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあっては、当該受託者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る法第五条の第二項の記載）とする。

18| 非課税適用申告書又は法第五条の第十二項第一号若しくは第三号に定める申告書を受理した特定振替機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書又はこれらの規定に定める申告書に、当該特定振替機関等の営業所等に係る特定振替機関等の法人番号を付記するものとする。

19| 同 上

20| 施行令第三条第十八項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する非課税適用申告書を提出した者が組合員等である特例対象組合若しくは特例対象信託の名称若しくは事務所等所在地、当該特例対象組合若しくは特例対象信託の業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所等又は当該非課税適用申告書を提出した者の損益分配割合とする。

21| 特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その作成した施行令第三条第十八項の帳簿を、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

22| 同 上

23| 施行令第三条第十九項に規定する財務省令で定めるものは、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が、当該通知をした者が当該特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関に係る適格外国仲介業者であることを確認できる方法に限る。）とする。

24| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、その受けた法第五条の第二十五項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、

その受けた同項の規定による通知が施行令第三条第二十項に規定する方法で行われた場合には同条第二十一項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

26| 施行令第三条第二十一項に規定する財務省令で定めるものは、第二十四項に規定する入出力装置とする。

27| 省 略

28| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関の営業所等の長は、施行令第三条第二十二項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に係る次の各号に掲げる事項が当該各号に定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

一・二 省 略

三 振替国債又は振替地方債の銘柄及び支払期ごとの前項第四号に規定する利子の額の合計額 第二十三項第二号に規定する償還金の額に対応するものとして支払われた利子の額

四 省 略

29| 施行令第三条第二十三項に規定する財務省令で定めるものは、第二十四項に規定する電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法とする。

30| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、その受けた施行令第三条第二十二項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が同条第二十三項に規定する方法で行われた場合には同条第二十四項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

31| 施行令第三条第二十四項に規定する財務省令で定めるものは、第二十四項に規定する入出力装置とする。

32| 非居住者又は外国法人が信託（法第五条の二第十七項に規定する信託をいう。）の信託財産に属する同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同条第四項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における第二項、第三項、第五項、第九項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第二十二項の規定の適用

その受けた同項の規定による通知が施行令第三条第十九項に規定する方法で行われた場合には同条第二十項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

25| 施行令第三条第二十項に規定する財務省令で定めるものは、第二十三項に規定する入出力装置とする。

26| 同 上

27| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関の営業所等の長は、施行令第三条第二十一項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に係る次の各号に掲げる事項が当該各号に定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

一・二 同 上

三 振替国債又は振替地方債の銘柄及び支払期ごとの前項第四号に規定する利子の額の合計額 第二十二項第二号に規定する償還金の額に対応するものとして支払われた利子の額

四 同 上

28| 施行令第三条第二十二項に規定する財務省令で定めるものは、第二十三項に規定する電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法とする。

29| 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関は、その受けた施行令第三条第二十一項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が同条第二十二項に規定する方法で行われた場合には同条第二十三項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

30| 施行令第三条第二十三項に規定する財務省令で定めるものは、第二十三項に規定する入出力装置とする。

31| 非居住者又は外国法人が信託（法第五条の二第十七項に規定する信託をいう。）の信託財産に属する同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同条第四項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における第二項、第三項、第五項、第九項、第十二項、第十四項、第十六項、第十八項、第十九項及び第二十一項の規定の適用については

33| 省略

第二十二項	イ 第二十項第三号	第二十項第二号	第十四項第六号及び第七号、第十六項、第十七項並びに第十九項	第十四項第五号	第九項並びに第十二項第三号及び第四号	第五項第四号	第五項第二号	第二項第三号及び第三項第一号	第二項第二号
特定振替機関等	特定振替機関等	特定振替機関等	特定振替機関等	省略	省略	省略	省略	省略	省略
特定受託者	特定振替機関	特定受託者に係る特定振替機関	特定受託者	省略	省略	省略	省略	省略	省略

については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

32| 同上

第二十一項	イ 第十九項第三号	第十九項第二号	第十四項第六号及び第七号、第十六項並びに第十八項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(振替社債等の利子等の課税の特例)
 第三条の十九 省 略

2512 省 略

13 前条第三項から第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項までの規定は、法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定並びに施行令第三条の二第十九項において準用する施行令第三条第一項から第五項まで、第十項、第十五項から第十九項まで及び第二十二項から第二十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項第一号	省 略	省 略
第三項第三号	省 略	省 略
第十一項	省 略	省 略
第十五項	省 略	省 略
第二十項第二号	同条第一項又は第五項後段	法第五条の三第一項又は第三項後段
	振替国債にあつては社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十一条第三項第二号に規定する銘柄をいい、振替地	次条第五項第二号

(振替社債等の利子等の課税の特例)
 第三条の十九 同 上

2512 同 上

13 前条第三項から第六項まで、第九項から第二十一項まで及び第二十六項から第三十二項までの規定は、法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定並びに施行令第三条の二第十九項において準用する施行令第三条第一項から第五項まで、第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九項第二号	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

			第三十二項	第二十八項第三号	第二十八項第一号	第二十七項第三号	
	第二項、 ついては	同条第一項の	同条第一項の	第二十三項第二号	第五条の二第十五項	第五条の二第一項又は第五項後段	方債にあつては同法百十三条において準用する同法第六十八条第三項第二号
	次条第一項、第九項及び第十項並びに	法第五条の三第一項の	法第五条の三第一項の	次条第五項第二号及び第九項第二号	第五条の三第七項又は第八項	第五条の三第一項又は第三項後段	
	ついては、同条第一項第三号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、同条第九項第一号中「第五条の三第八項」とあるのは「第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される法第五条の三第八項」と、「適格口座管理機関（同条第四項第八号に規定する適格口座管理機関をいう。次号及び次項において同じ。）」とあ						

			第三十一項	第二十七項第三号	第二十七項第一号	第二十六項第三号	
	同上	同上	同上	第二十二項第二号	同上	同上	
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第三十二項の表 第二項第二号の							
以下この条	同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号	同条第四項	第五条の二第七項第一号	第五条の二第十七項に規定する信託の受託者	第五条の二第一項に規定する特定振替機関等	第二項第二号	第九項第二号
第九項第二号	法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等の同項第六号	法第五条の二第四項	第五条の三第四項第一号	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者（次号、第九項及び第十項	第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十六項	次条第一項第二号	るのは「特定受託者」と、同項第二号中「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者に係る特定振替機関」と、同条第十項第一号中「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者」とするほか

第三十一項の表 第二項第二号の							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第三十三項				第三十二項の表 第五項第四号の 項	第三十二項の表 第二項第三号及 び第三項第一号 の項	第二項第三号及 び第三項第一号	第三項第一号
第五條の二第四	とあるのは、	、同項	第八十二條第一 項	係る特定振替機 関	特定受託者	特定振替機関等	第三項第一号
第五條の三第九項（振替社債等	とあるのは	、同令第八十二條第一項	第八十二條第一項及び第八十三 條第一項	係る法第五條の三第四項第一号 に規定する特定振替機関（当該 特定受託者が受託者である法第 五條の二第四項に規定する信託 の信託財産に属する法第五條の 三第四項第七号に規定する特定 振替社債等の同項第六号に規定 する振替記載等に係る同項第一 号に規定する特定振替機関に限 る。以下この条において同じ。	特定受託者（法第五條の三第九 項において準用する法第五條の 二第十七項の規定により読み替 えられた法第五條の三第一項に 規定する特定受託者	特定振替機関等（法第五條の三 第一項に規定する特定振替機関 等	第三項第一号

第三十二項				第三十一項の表 第五項第四号の 項	第三十一項の表 第二項第三号及 び第三項第一号 の項	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

	組合員等の各人別」と	組合員等（次条第一項において「組合員等」という。）の各人別」と、同令第八十三条第一項中「者の各人別」とあるのは「者の各人別（租税特別措置法第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その配当等の支払を受ける同項の組合又は信託の組合員等の各人別）」と	項（の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（
			第三条の十八第五項第三号
			第三条の十九第十三項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号

14
§
20 省 略

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第三条の二十 法第六条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定する民間国外債（以下第七項までにおいて「民間国外債」という。）の利子を生ずべき当該民間国外債の名称

二 四 省 略

2 施行令第三条の二の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、

	同上	同上	
	同上	同上	

14
§
20 同 上

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第三条の二十 同 上

- 一 法第六条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定する民間国外債（以下第六項までにおいて「民間国外債」という。）の利子を生ずべき当該民間国外債の名称

二 四 同 上

2 同 上

次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 法人番号を有する者 次に掲げる書類のいずれか

イ 省 略

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人確認書類（外国法人の施行令

第三条の二の二第十一項に規定する非居住者等確認書類（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。次項において同じ。）

(1)・(2) 省 略

3| 非課税適用申告書の提出をする外国法人が当該非課税適用申告書に係る

利子の支払をする者にその提出をしようとする際、当該利子の支払をする者が、当該非課税適用申告書に記載された当該提出をする外国法人の名称及び国外にある本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び国外にある本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該利子の支払をする者に、施行令第三条の二の二第十一項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

4| 省 略

5| 省 略

6| 省 略

7| 省 略

8| 省 略

9| 法第六条第八項に規定する利子受領者確認書に記載すべき財務省令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該利子受領者確認書に係る特定民間国外債の利子の支払を受けるべき者の当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者（法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この号、第十五項及び第二十三項第三号において同じ。）でない非居住者又は外国法人及び居住者、内国法人又は当該特殊関係者である非居住者若しくは外国法人の区分並びに支払をする当該特定民間国外債の利子の金額の当該区分ごとの合計額

二 五 省 略

一 同 上

二 法人番号を有する者 次に掲げるいずれかの書類

イ 同 上

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人の施行令第三条の二の二第十

一項に規定する非居住者等確認書類（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1)・(2) 同 上

3|

4| 同

5| 同

6| 同

7| 同

8| 同

9| 同

10| 同

11| 同

12| 同

13| 同

14| 同

15| 同

16| 同

17| 同

18| 同

19| 同

20| 同

21| 同

22| 同

23| 同

24| 同

25| 同

26| 同

27| 同

28| 同

29| 同

一 当該利子受領者確認書に係る特定民間国外債の利子の支払を受けるべき者の当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者（法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この号、第十四項及び第二十二項第三号において同じ。）でない非居住者又は外国法人及び居住者、内国法人又は当該特殊関係者である非居住者若しくは外国法人の区分並びに支払をする当該特定民間国外債の利子の金額の当該区分ごとの合計額

二 五 同 上

11| 10| 省 略

12| 第十項又は前項の告知をする者は、当該告知をする氏名又は名称及び国外にある住所等につき、その者が非居住者又は外国人に該当することを証する書類を提示することその他これに準ずる方法によりこれらの規定に規定する支払の取扱者の確認を受けなければならない。

13| 施行令第三条の二の第十八項に規定する財務省令で定める場合は、特定民間国外債の利子につき法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者が、当該特定民間国外債につき同項の支払の取扱者に保管の委託をする場合において、その者の氏名又は名称及び国外にある住所等につき当該支払の取扱者により既に前項の規定による確認を受けているとき（既に他の特定民間国外債につき同項の規定による確認を受けている場合を除く。）とする。

14| 法第六条第八項に規定する保管支払取扱者（次項及び第十六項において「保管支払取扱者」という。）は、同条第八項の規定による利子受領者情報の通知について施行令第三条の二の第二十一項の規定の適用を受けようとするときは、当該利子受領者情報に係る特定民間国外債の利子の交付を受ける日の前日までに、同項の規定による通知の省略につき、同項の利子の支払をする者の承認を得なければならない。

15| 保管支払取扱者は、その保管の委託を受けている特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の施行令第三条の二の第二十一項の規定による通知の省略をすることにつき前項の承認を得ている場合において、当該特定民間国外債の利子（法第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。次項及び第十七項において同じ。）の支払を受けるべき者が全て居住者、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国人であることの確認をしたときは、その旨及び当該利子に係る第八項各号に掲げる事項を当該利子の支払をする者に対し、通知するものとする。

16| 保管支払取扱者は、施行令第三条の二の第二十三項に規定する他の特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の経由のための通知を受けた場合には、次に掲げる事項をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の

10| 9| 同 上

11| 第九項又は前項の告知をする者は、当該告知をする氏名又は名称及び国外にある住所等につき、その者が非居住者又は外国人に該当することを証する書類を提示することその他これに準ずる方法によりこれらの規定に規定する支払の取扱者の確認を受けなければならない。

12| 施行令第三条の二の第十七項に規定する財務省令で定める場合は、特定民間国外債の利子につき法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者が、当該特定民間国外債につき同項の支払の取扱者に保管の委託をする場合において、その者の氏名又は名称及び国外にある住所等につき当該支払の取扱者により既に前項の規定による確認を受けているとき（既に他の特定民間国外債につき同項の規定による確認を受けている場合を除く。）とする。

13| 法第六条第八項に規定する保管支払取扱者（次項及び第十五項において「保管支払取扱者」という。）は、同条第八項の規定による利子受領者情報の通知について施行令第三条の二の第二十項の規定の適用を受けようとするときは、当該利子受領者情報に係る特定民間国外債の利子の交付を受ける日の前日までに、同項の規定による通知の省略につき、同項の利子の支払をする者の承認を得なければならない。

14| 保管支払取扱者は、その保管の委託を受けている特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の施行令第三条の二の第二十項の規定による通知の省略をすることにつき前項の承認を得ている場合において、当該特定民間国外債の利子（法第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。次項及び第十六項において同じ。）の支払を受けるべき者が全て居住者、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国人であることの確認をしたときは、その旨及び当該利子に係る第七項各号に掲げる事項を当該利子の支払をする者に対し、通知するものとする。

15| 保管支払取扱者は、施行令第三条の二の第二十二項に規定する他の特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の経由のための通知を受けた場合には、次に掲げる事項をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の

取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を經由してその利子の支払をする者に対し）通知することができる。

一五 省略

17) 特定民間国外債の施行令第三条の二の第二十四項に規定する再委託に係る支払取扱者（以下この項において「再委託に係る支払取扱者」という。）は、同条第二十四項に規定する二以上の当該特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の經由のための通知を受けた場合には、次に掲げる事項をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該再委託に係る支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を經由してその利子の支払をする者に対し）通知することができる。

一・二 省略

18) 第十五項の規定は、施行令第三条の二の第二十五項において準用する同条第二十二項の規定の適用がある場合について準用する。

19) 特定民間国外債の利子の支払をする者は、施行令第三条の二の第二十八項に規定する帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

20) 前各項の規定は、法第六条第九項に規定する国内金融機関等につき、同項において準用する同条第四項及び第八項の規定並びに施行令第三条の二の第三十項において準用する同条第十一項、第十二項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで及び第二十八項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第六項中「非居住者又は外国法人」とあるのは「法第六条第九項に規定する国内金融機関等」と、第九項第一号中「又は外国法人」とあるのは「若しくは外国法人又は法第六条第九項に規定する国内金融機関等（同項において準用する同条第八項の規定の適用を受けようとする者に限る。以下この号、第十二項及び第十五項において「国内金融機関等」という。）」と、「内国法人」とあるのは「内国法人（国内金融機関等を除く。）」と、第十項中「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十一項中「氏名若しくは名称又は国外にある住所等」とあるのは「名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地」と、「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十二項中「氏名又

取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を經由してその利子の支払をする者に対し）通知することができる。

一五 同上

16) 特定民間国外債の施行令第三条の二の第二十三項に規定する再委託に係る支払取扱者（以下この項において「再委託に係る支払取扱者」という。）は、同条第二十三項に規定する二以上の当該特定民間国外債の利子に係る利子受領者情報の經由のための通知を受けた場合には、次に掲げる事項をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該再委託に係る支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を經由してその利子の支払をする者に対し）通知することができる。

一・二 同上

17) 第十四項の規定は、施行令第三条の二の第二十四項において準用する同条第二十一項の規定の適用がある場合について準用する。

18) 特定民間国外債の利子の支払をする者は、施行令第三条の二の第二十七項に規定する帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

19) 前各項の規定は、法第六条第九項に規定する国内金融機関等につき、同項において準用する同条第四項及び第八項の規定並びに施行令第三条の二の第二十九項において準用する同条第十一項、第十四項、第十六項、第十七項、第二十一項から第二十四項まで及び第二十七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第五項中「非居住者又は外国法人」とあるのは「法第六条第九項に規定する国内金融機関等」と、第八項第一号中「又は外国法人」とあるのは「若しくは外国法人又は法第六条第九項に規定する国内金融機関等（同項において準用する同条第八項の規定の適用を受けようとする者に限る。以下この号、第十一項及び第十四項において「国内金融機関等」という。）」と、「内国法人」とあるのは「内国法人（国内金融機関等を除く。）」と、第九項中「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十項中「氏名若しくは名称又は国外にある住所等」とあるのは「名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地」と、「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十一項中「氏名又は名称及び

は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、「非居住者又は外国法人」とあるのは「国内金融機関等」と、第十三項中「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十五項中「内国法人」とあるのは「内国法人（国内金融機関等を除く。）」と、第十六項第一号及び第十七項第一号中「第六条第八項各号」とあるのは「第六条第九項において準用する同条第八項各号」と読み替えるものとする。

21| 施行令第三条の二の第二十三項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第三条の二の第三十一項に規定する民間国外債の利子に関する取引報告書その他の書類で当該民間国外債の利子の支払を受けたことを明らかにする書類とする。

22| 施行令第三条の二の第三十一項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十七条第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第六条第二項（民間国外債等の利子に係る源泉徴収義務）と、「利子等又は」とあるのは「利子等若しくは」と、「収入金額」とあるのは「収入金額又は租税特別措置法第六条第二項に規定する民間国外債（以下この号において「民間国外債」という。）の利子の収入金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三条の二の第二十三項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する金額）」と、「支払者の氏名」とあるのは「支払者（民間国外債の利子につき同法第六条第四項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、支払者及び当該支払の取扱者）の氏名」とする。

23| 法第六条第十二項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該書類を提出する者の名称及び施行令第三条の二の第三十四項に規定する納税地（当該納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び当該納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称及び納税地並びに法人番号）

国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、「非居住者又は外国法人」とあるのは「国内金融機関等」と、第十二項中「氏名又は名称及び国外にある住所等」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所の所在地」と、第十四項中「内国法人」とあるのは「内国法人（国内金融機関等を除く。）」と、第十五項第一号及び第十六項第一号中「第六条第八項各号」とあるのは「第六条第九項において準用する同条第八項各号」と読み替えるものとする。

20| 施行令第三条の二の第三十項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第三条の二の第三十項に規定する民間国外債の利子に関する取引報告書その他の書類で当該民間国外債の利子の支払を受けたことを明らかにする書類とする。

21| 施行令第三条の二の第三十項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十七条第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第六条第二項（民間国外債等の利子に係る源泉徴収義務）と、「利子等又は」とあるのは「利子等若しくは」と、「収入金額」とあるのは「収入金額又は租税特別措置法第六条第二項に規定する民間国外債（以下この号において「民間国外債」という。）の利子の収入金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三条の二の第二十三項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する金額）」と、「支払者の氏名」とあるのは「支払者（民間国外債の利子につき同法第六条第四項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合には、支払者及び当該支払の取扱者）の氏名」とする。

22| 同上

一 当該書類を提出する者の名称及び施行令第三条の二の第三十三項に規定する納税地（当該納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び当該納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称及び納税地並びに法人番号）

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の七 施行令第五条の四第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（法第十条の二第一項第一号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第五条の四第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（法第十条の二第一項第一号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の七 施行令第五条の四第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（同号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、同号の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第五条の四第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする特定加盟者が設置している同号に規定する特定連鎖化事業に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

2 施行令第五条の四第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3 施行令第五条の四第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第三項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

除）（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控

第五条の八 省 略

2 施行令第五条の四第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3 施行令第五条の四第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

除）（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控

第五条の八 同 上

2 省 略

3 施行令第五条の五第一項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 三 省 略

四 連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。）のうち、イの指令を日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イ 八 省 略

五 省 略

4・5 省 略

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の九 施行令第五条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年の前年以前の各年のうち法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日の属する年以後の各年に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写しとする。

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第四十三条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。）のうち、イの指令を日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イ 八 省 略

五 同 上

4・5 同 上

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の九 施行令第五条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年の前年以前の各年のうち法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日の属する年以後の各年に係る次項及び第四項又は次項及び第五項に規定する書類の写しとする。

2| 施行令第五条の六第四項（同条第十四項において準用する場合を含む）に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第二項に規定する個人の事業所（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。次項から第五項までにおいて同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年

労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成

2| 施行令第五条の六第四項から第六項までに規定する財務省令で定める

書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（法第十条の五第一項第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該個人の雇用促進計画（同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（法第十条の五第三項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3| 施行令第五条の六第九項から第十一項までに規定する財務省令で定める

書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該個人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4| 施行令第五条の六第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第

十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（法第十条の五第三項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認

状況を記載した書類（当該個人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の達成状況及び法第十条の五第六項に規定する離職者がいないかどうかの確認ができるものに限る。）の写しとする。

3| 施行令第五条の六第五項から第七項までに規定する財務省令で定める

書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（法第十条の五第一項第二号ロ(1)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第三項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4| 施行令第五条の六第十項から第十二項までに規定する財務省令で定める

書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該個人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

5| 施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第

十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を記載した書類（法第十条の五第三項第十四号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認

定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

5| 法第十条の五第五項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

6| 施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第二項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該個人の雇用促進計画の達成状況及び法第十条の五第五項に規定する離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。)の写しとする。

7 施行令第五条の六第十四項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日の属する年以後の各年に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写しとする。

認定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

6| 法第十条の五第六項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

7 施行令第五条の六第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日の属する年以後の各年に係る第二項及び第四項又は第二項及び第五項に規定する書類の写しとする。

(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の十二の二 施行令第五条の六の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2| 法第十条の五の五第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3| 法第十条の五の五第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品(機械及び装置並びに器具及び備品にあつ

ては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

(耐震基準適合建物等の特別償却)

第五条の十三 法第十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物(同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。)がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修(以下この条において「耐震改修」という。)のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第五条の十四 同上

2 施行令第六条の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和三十九年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

3 8 同上

(医療用機器等の特別償却)

第五条の十四の二 同上

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)

第五条の十五 同上

(企業主導型保育施設用資産の割増償却)

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第五条の十三 省 略

2 施行令第六条の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

3 8 省 略

(医療用機器等の特別償却)

第五条の十四 省 略

(障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)

第五条の十五 省 略

第五条の十七

施行令第六条の七第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四条第一項第二号に掲げる幼児をいう。次項において同じ。）に使用させるためのものとする。

2 施行令第六条の七第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設（法第十三条の三第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項及び第四項において同じ。）を利用する児童福祉法第四条第一項第一号に掲げる乳児及び幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）とする。

3 法第十三条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設における同項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

4 施行令第六条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第十三条の三第一項の規定の適用を受けようとする個人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該個人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

（特定都市再生建築物の割増償却）

第六条 同上

2 同上

一 法第十四条第二項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二 同上

（特定都市再生建築物の割増償却）

第六条 省 略

2 施行令第七条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十四条第二項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二 省 略

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第七条 施行令第十三条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 前号の他の船舶について最近において行われた法第二十一条第一項に規定する特別の修繕の完了の日及びその特別の修繕のために要した費用の額

四・五 省 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 法第三十一条の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、次の各号に掲げる土地等(法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一・二 省 略

二の二 法第三十一条の二第二項第二号の二に掲げる土地等の譲渡 土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該土地等の所在地の記載があるものに限る。)

三・六 省 略

七 法第三十一条の二第二項第七号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する認定事業者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第七号に規定する都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取った旨を証する書類)

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第七条 同 上

一・二 同 上

三 前号の他の船舶について最近において行われた法第二十条の三第一項に規定する特別の修繕の完了の日及びその特別の修繕のために要した費用の額

四・五 同 上

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 同 上

一・二 同 上

二の二 法第三十一条の二第二項第二号の二に掲げる土地等の譲渡 土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類(当該土地等の所在地の記載があるものに限る。)

三・六 同 上

七 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第七号に規定する都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類)

八 法第三十一条の二第二項第八号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省略

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第八号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

八の二 法第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第三十一条の二第二項第八号の二に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有

八 法第三十一条の二第二項第八号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する認定整備事業者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣の当該土地等に係る法第三十一条の二第二項第八号に規定する都市再生整備事業が都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業である旨及び施行令第二十条の二第八項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第八号に規定する都市再生整備事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類）

八の二 法第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 同上

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第八号の二に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

八の三 法第三十一条の二第二項第八号の三に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第三十一条の二第二項第八号の三に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 同上

(1) 当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の三に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有

者不明土地の記載がされたものに限る。)の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書(同号に規定する事業者及び事業(同号に規定する政令で定める事業を除く。)の記載がされたものに限る。)の写し、当該裁定申請書に添付された同号口の事業計画書(同号口の計画に当該事業者が当該土地等取得するものとして記載がされたものに限る。)の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

九 法第三十一条の二第二項第九号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該土地等の譲渡がマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づくものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業(法第三十一条の二第二項第九号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。)の施行者(法第三十一条の二第二項第九号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。)の当該マンション建替事業に係る施行再建マンション(同号に規定する施行再建マンションをいう。ロにおいて同じ。)が施行令第二十条の二第九項に規定する基準に適合することにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。ロ及び次号において同じ。)の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

ロ 当該土地等の譲渡が法第三十一条の二第二項第九号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第二十条の二第十項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同条第九項に規定する基準に適合し、かつ、当該施行再建

者不明土地の記載がされたものに限る。)の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の三口に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書(同号に規定する事業者及び事業(同号に規定する政令で定める事業を除く。)の記載がされたものに限る。)の写し、当該裁定申請書に添付された同号口の事業計画書(同号口の計画に当該事業者が当該土地等取得するものとして記載がされたものに限る。)の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

九 同上

イ 当該土地等の譲渡がマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づくものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業(法第三十一条の二第二項第九号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。)の施行者(法第三十一条の二第二項第九号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。)の当該マンション建替事業に係る施行再建マンション(同号に規定する施行再建マンションをいう。ロにおいて同じ。)が施行令第二十条の二第十項に規定する基準に適合することにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。ロ及び次号において同じ。)の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

ロ 当該土地等の譲渡が法第三十一条の二第二項第九号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第二十条の二第十項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同項に規定する基準に適合し、かつ、当該施行再建マンシ

マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンション建替事業に係る当該施行再建マンションの敷地とするために買い取った旨を証する書類

十 法第三十一条の二第二項第十号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第十号に規定する認定買受計画に第五項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第二項第十号の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十一 法第三十一条の二第二項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第三十一条の二第二項第十一号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第二十条の二第十二項各号に掲げる要件を満たしたものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第三十一条の二第二項第十一号の譲渡に係る土地等が施行令第二十条の二第十三項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第三十一条の二第二項第十一号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

十二 法第三十一条の二第二項第十二号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 都道府県知事の当該土地等に係る法第三十一条の二第二項第十二号に規定する事業につき施行令第二十条の二第十四項の申請に基づき同項の認定をしたことを証する書類（当該事業が同項に規定する認定再開発事業である場合には、当該書類及び都道府県知事の当該

マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンション建替事業に係る当該施行再建マンションの敷地とするために買い取った旨を証する書類

九の二 法第三十一条の二第二項第九号の二に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第九号の二に規定する認定買受計画に第五項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第二項第九号の二の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十 法第三十一条の二第二項第十号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築をする事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第三十一条の二第二項第十号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第二十条の二第十二項各号に掲げる要件を満たしたものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第三十一条の二第二項第十号の譲渡に係る土地等が施行令第二十条の二第十三項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第三十一条の二第二項第十号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

十一 法第三十一条の二第二項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 都道府県知事の当該土地等に係る法第三十一条の二第二項第十一号に規定する事業につき施行令第二十条の二第十四項の申請に基づき同項の認定をしたことを証する書類（当該事業が同項に規定する認定再開発事業である場合には、当該書類及び都道府県知事の当該

認定再開発事業につき都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定（同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類）の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第十二号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

認定再開発事業につき都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定（同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類）の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第十一号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十二 法第三十一条の二第二項第十二号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第三十一条の二第二項第十二号の一団の宅地の造成が同号ロに規定する開発許可を受けて行われる場合 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

(1) 当該一団の宅地の造成に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）及び同法第三十五条第二項の通知の書類の写し

(2) 土地等の買取りをする者の法第三十一条の二第二項第十二号の譲渡に係る土地等が(1)に規定する通知に係る開発区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨を証する書類

(3) 国土交通大臣の当該一団の宅地の造成が法第三十一条の二第二項第十二号ハに掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 法第三十一条の二第二項第十二号の一団の宅地の造成が同号ロに規定する認可を受けて行われる場合 土地等の買取りをする者（当該認可に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の同法第二条第三項に規定する施行者又は同法第二十五条第一項に規定する組合員である個人又は法人に限る。以下この号において同じ。）から交付を受けた次に掲げる書類

(1) 当該一団の宅地の造成に係る法第三十一条の二第二項第十二号

十三 省 略

十四 法第三十一条の二第二項第十四号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業として行われる場合には、当該土地区画整理事業の同法第二条第三項に規定する施行者又は同法第二十五条第一項に規定する組合員である個人又は法人に限る。以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ、ハ 省 略

十五・十六 省 略

2 省 略

3 法第三十一条の二第二項第七号に規定する財務省令で定める面積は、千五百平方メートルとする。

4 法第三十一条の二第二項第八号に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

5 法第三十一条の二第二項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

ロに規定する認可の申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の面積、位置及び区域等を明らかにする地形図その他の書類の添付のあるものに限る。）及び都道府県知事の当該申請書に基づき当該認可をしたことを証する書類の写し

(2) 土地等の買取りをする者の法第三十一条の二第二項第十二号の譲渡に係る土地等が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行地区内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨（当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。）を証する書類

十三 同 上

十四 法第三十一条の二第二項第十四号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、当該土地区画整理事業の同法第二条第三項に規定する施行者又は同法第二十五条第一項に規定する組合員である個人又は法人に限る。以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ、ハ 同 上

十五・十六 同 上

2 同 上

3 法第三十一条の二第二項第七号及び第八号に規定する財務省令で定める面積は、千五百平方メートルとする。

4 法第三十一条の二第二項第八号の二に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

5 法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第三十一条の二第二項第十号に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

6・7 省 略

8| 施行令第二十條の二第二十項第四号に規定する財務省令で定める要件は、同号の住居の用途に供する独立部分の床面積が二百平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上（寄宿舎にあつては、十八平方メートル以上）のものであることとする。

9| 法第三十一条の二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

- イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- (1)・(2) 省 略
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 国土交通大臣の次に掲げる事項を認定したことを証する書類の写し

(ii) (i)の一団の宅地の造成又は一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第

一 法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

6・7 同 上

8| 法第三十一条の二第二項第十二号ハに規定する宅地の造成と併せて公施設の整備が適切に行われるものとして財務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

一 当該宅地の造成が行われる区域内において都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地が確保されていること。

二 当該造成に係る一団の土地の面積のうちに都市計画法第四条第十四項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の占める割合が三十分パーセント以上であること。

9| 施行令第二十條の二第二十一項第四号に規定する財務省令で定める要件は、同号の住居の用途に供する独立部分の床面積が二百平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上（寄宿舎にあつては、十八平方メートル以上）のものであることとする。

10| 同 上

一 法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

- イ 同 上
- (1)・(2) 同 上
 - (3) 同 上

(ii) (i)の一団の宅地の造成又は一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が法第三十一条の二第二項第十二号から第十四

十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に該当することとなると見込まれること。

ロ 当該土地等のその用に供する法第三十一条の第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第三十一条の第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に施行令第二十條の第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けて同条第二十四項から第二十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二 法第三十一条の第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行う同号に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省略

ロ 国土交通大臣の次に掲げる事項を認定したことを証する書類の写し

(1) 省略

(2) (1)の一団の宅地の造成が法第三十一条の第二項第十四号の一団の宅地の造成に該当することとなると見込まれること。

ハ 当該土地等のその用に供する法第三十一条の第二項第十四号の一団の宅地の造成に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明

号までの一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に該当することとなると見込まれること。

ロ 当該土地等のその用に供する法第三十一条の第二項第十二号から第十四号までの一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第三十一条の第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第二項第十二号から第十四号までの一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に施行令第二十條の第二十四項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十六項若しくは第二十七項の承認を受けて同条第二十五項から第二十七項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二 法第三十一条の第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) (1)の一団の宅地の造成が法第三十一条の第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成に該当することとなると見込まれること。

ハ 当該土地等のその用に供する法第三十一条の第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成に関する事業概要書及び当該土地等

らかにする地形図

二 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第三十一条の二第三項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第二項第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 省 略

10| 前項の場合において、同項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき施行令第二十条の二第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出があつた場合には、前項各号に規定する二年を経過する日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日であつたものとする。

11| 施行令第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二十三項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同条第二十三項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第二十五項の承認にあつては、同条第二十四項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、同条第二十三項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。一 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十三項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細（同条第二十五項の承認にあつては、同項に定める事由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の年月日）

ハ 省 略

の所在地を明らかにする地形図

二 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第三十一条の二第三項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 同 上

11| 前項の場合において、同項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき施行令第二十条の二第二十五項又は第二十六項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出があつた場合には、前項各号に規定する二年を経過する日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日であつたものとする。

12| 施行令第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二十四項又は第二十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同条第二十四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第二十六項の承認にあつては、同条第二十五項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、同条第二十四項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。一 同 上

イ 同 上

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十四項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細（同条第二十六項の承認にあつては、同項に定める事由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の年月日）

ハ 同 上

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十三項に規定する開發許可等を受けることができるの見込まれる年月日及び同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄稅務署長の認定を受けようとする年月日

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の第一項第十三号から第十六号までの区分に応じこれらの規定に規定する申請書に準じて作成した書類（法第三十一条の二第二項第十三号イ、第十四号イ及びロ、第十五号イ若しくはロ及びハ又は第十六号イ若しくはロに關する事項の記載のあるものに限る。）並びに第一項第十三号から第十六号までに規定する事業概要書、設計説明書又は各階平面図及び地形図その他の書類

12| 施行令第二十条の二第二十三項第四号に規定する災害その他の財務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一・二 省略

三 前二号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかつた事由に該当するものとして施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄稅務署長が認めた事情が生じたこと。

13| 法第三十一条の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、第一項第十三号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

14| 前項に規定する書類の交付を受けた者（法第三十一条の二第三項に規定する土地等の譲渡につき同項の規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（同条第三項の規定の適用を受けた年分の確定申告書に添付している書類を除く。）を添付して、納稅地の所轄稅務署長に提出しなければなら

ない。

一・二 省略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

四・五 省略

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二第二十四項に規定する開發許可等を受けることができるの見込まれる年月日及び同条第二十五項又は第二十六項に規定する所轄稅務署長の認定を受けようとする年月日

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の第一項第十二号から第十六号までの区分に応じこれらの規定に規定する申請書に準じて作成した書類（法第三十一条の二第二項第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及びロ、第十五号イ若しくはロ及びハ又は第十六号イ若しくはロに關する事項の記載のあるものに限る。）並びに第一項第十二号から第十六号までに規定する事業概要書、設計説明書又は各階平面図及び地形図その他の書類

13| 施行令第二十条の二第二十四項第五号に規定する災害その他の財務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一・二 同上

三 前二号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかつた事由に該当するものとして施行令第二十条の二第二十四項に規定する所轄稅務署長が認めた事情が生じたこと。

14| 法第三十一条の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、第一項第十二号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

15| 同上

一・二 同上

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

四・五 同上

15] 施行令第二十条の二十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十一項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一 第十一項第一号イに掲げる事項

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法第三十一条の二第七項の特定非常災害として指定された非常災害により当該予定期間内に施行令第二十条の二十六項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三 省 略

四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二十六項に規定する開発許可等を受けることができる
と見込まれる年月日

五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二十三項、第二十五項又は第二十六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二十四項から第二十六項までに規定する所轄税務署長が認定した日

16] 前項の場合において、第九項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき施行令第二十条の二十六項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該確定申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、同項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該通知に係る所轄税務署長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法第三十一条の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

（短期譲渡所得の課税の特例）

16] 施行令第二十条の二十七項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二十七項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十二項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一 第十二項第一号イに掲げる事項

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法第三十一条の二第七項の特定非常災害として指定された非常災害により当該予定期間内に施行令第二十条の二十七項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三 同 上

四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二十七項に規定する開発許可等を受けることができる
と見込まれる年月日

五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第二十条の二十四項、第二十六項又は第二十七項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二十五項から第二十七項までに規定する所轄税務署長が認定した日

17] 前項の場合において、第十項に規定する書類を添付して確定申告書を提出した個人が、当該確定申告書を提出した後、法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき施行令第二十条の二十七項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該確定申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、同項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該通知に係る所轄税務署長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法第三十一条の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

（短期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の五 省 略

2 省 略

3 第一項において準用する第十一条第一項第二号口及び第三号口の規定は、個人が平成十一年一月一日から令和五年三月三十一日までの間にした法第三十二条第三項に規定する土地等の譲渡については、適用しない。

(収入等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 省 略

2 省 略

5 法第三十三条第五項(法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類(法第三十三条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該書類並びに同項に規定する取得をする予定の同項に規定する代替資産についての取得予定年月日及び当該代替資産の取得価額の見積額その他の明細を記載した書類(次項において「代替資産明細書」という。))とする。

一・二 省 略

三 次に掲げる資産(当該資産の収入に伴い消滅する法第三十三条第一項第五号に規定する権利を含み、第一号に掲げる資産を除く。以下この項において同じ。)
イ 土地収用法第三条第一号(専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。)、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。)、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号(観測の用に供する施設に係る部分に限る。))、第十三号の二

(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。)、第十五号(海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信事業法(昭和五十九年法律

第十三条の五 同 上

2 同 上

3 第一項において準用する第十一条第一項第二号口及び第三号口の規定は、個人が平成十一年一月一日から令和二年三月三十一日までの間にした法第三十二条第三項に規定する土地等の譲渡については、適用しない。

(収入等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 同 上

2 同 上

5 同 上

一・二 同 上

三 同 上
イ 土地収用法第三条第一号(専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。)、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。)、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号(観測の用に供する施設に係る部分に限る。))、第十三号の二

(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。)、第十五号(海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信事業法(昭和五十九年法律

第八十六号) 第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)に係る部分に限る。)、第十七号(水力による発電施設、最大出力五十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力五十キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(その地域の全部若しくは一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。))又は送電施設若しくは使用電圧五万ボルト以上の変電施設(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。))に係る部分に限る。)、第十七号の二(高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。)、第十八号から第二十号まで、第二十一号(地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(イにおいて「学校法人」という。))の設置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。)、第二十三号(国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条

第八十六号) 第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)に係る部分に限る。)、第十七号(水力による発電施設、最大出力五十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力五十キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(その地域の全部若しくは一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。))又は送電施設若しくは使用電圧五万ボルト以上の変電施設(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。))に係る部分に限る。)、第十七号の二(高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。)、第十八号から第二十号まで、第二十一号(地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(イにおいて「学校法人」という。))の設置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。)、第二十三号(国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条

第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十七項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。)並びに同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十三条に規定する児童発達支援センター、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。)、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。))及び小規模保育事業の用に供する施設(同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。))並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係る部分に限る。)、第二十五号(地方公共団体の設置に係る火葬場に係る部分に限る。)、第二十六号(地方公共団体の設置に係るものに限る。)、第二十七号(地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十七号の二(中間貯蔵施設(福島県の区域内において汚染廃棄物等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。))の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの(これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。))をいう。))及び指定廃棄物の最終処分場(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県内の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。))として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。)、第三十一号(国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センターに係

第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十七項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。))並びに同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センター、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。))、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。))及び小規模保育事業の用に供する施設(同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。))並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係る部分に限る。)、第二十五号(地方公共団体の設置に係る火葬場に係る部分に限る。)、第二十六号(地方公共団体の設置に係るものに限る。)、第二十七号(地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十七号の二(中間貯蔵施設(福島県の区域内において汚染廃棄物等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。))の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの(これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。))をいう。))及び指定廃棄物の最終処分場(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県内の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。))として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。)、第三十一号(国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。))、第三十二号(都

る部分に限る。）、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに係る部分に限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

ロ・ハ 省 略

四〇五の六 省 略

五の七 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 都市再開発法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第一百一十一条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第八十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第二十二條第十一項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第二十二條第十一項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

ハ 省 略

五の八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴う権利変換に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）、又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに係る部分に限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

ロ・ハ 同 上

四〇五の六 同 上

五の七 同 上

イ 都市再開発法第七十九条第三項（同法第一百一十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 都市再開発法第七十一条第一項の申出に基づき同法第八十七条の規定による権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第二十二條第十一項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第二十二條第十一項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

ハ 同 上

五の八 同 上

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十
二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設
建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資
産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行
令（平成九年政令第三百二十四号）第四十三条の規定により読み替
えられた同項の規定により防災建築物の部分若しくは防災施設建
築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産
防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三
条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百二十一条又は第二
十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を
受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第二十二
条第十四項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百三条第一項又は
第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることが
できる場合には、施行令第二十二條第十四項第一号に掲げる場合に
限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の
同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

ハ 省 略

五の九ノ十 省 略

十一 法第三十三條第三項第二号又は第三号に規定する土地の上にある
資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（以下この号に
おいて「対象資産」という。）これらの土地の収用若しくは使用を
することができる者、これらの土地に係る土地区画整理事業、住宅街
区整備事業、新都市基盤整備事業若しくは土地改良事業の施行者、こ
れらの土地に係る第一種市街地再開発事業の施行者、これらの土地に
係る防災街区整備事業の施行者又は同条第八号に規定する処分
を行う者の当該対象資産及び当該対象資産に係る対価又は補償金が同
条第三項第二号又は第三号の規定に該当するものである旨を証する書
類並びに当該対価又は補償金に関する明細書（これらの者が国、地方
公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当該対象資産
に係る土地又は土地の上に存する権利につき第二号から第四号の二ま
で又は第四号の五から第五号までの規定の適用がある場合において、
これらの者に代わり地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十
二条第三項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法
律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第四十三条の規定により
読み替えて適用される場合を含む。）の規定により防災施設建築物
の一部等又は防災建築物の部分が与えられないように定められた
資産 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三
条第一項の申出に基づき同法第二百二十一条の規定による権利の変
換を受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第二十
二条第十四項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百三条第一項
の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができる
場合には、施行令第二十二條第十四項第一号に掲げる場合に限る。
）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又
は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

ハ 同 上

五の九ノ十 同 上

十一 法第三十三條第三項第二号又は第三号に規定する資産 当該資産
のある土地の収用若しくは使用をすることができる者、当該土地に係
る土地区画整理事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業若しく
は土地改良事業の施行者、当該土地に係る第一種市街地再開発事業の
施行者、当該土地に係る防災街区整備事業の施行者又は同条第一項第
八号に規定する処分を行う者の当該資産及び当該資産に係る対価又は
補償金が同条第三項第二号又は第三号の規定に該当するものである旨
を証する書類並びに当該対価又は補償金に関する明細書（これらの者
が国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当
該資産に係る土地又は土地の上に存する権利につき第二号から第四号
の二まで又は第四号の五から第五号までの規定の適用がある場合にお
いて、これらの者に代わり地方公共団体又は地方公共団体が財産を提
供して設立した団体が当該対価又は補償金の支払いをするときは、当
該証する書類で当該支払をする者の名称及び所在地の記載があるもの

設立した団体が当該対価又は補償金の支払いをするときは、当該証する書類で当該支払をする者の名称及び所在地の記載があるもの及び当該支払をする者の当該対価又は補償金に関する明細書)

十二 法第三十三条第三項第四号に規定する権利 当該権利に係る同号に規定する配偶者居住権の目的となつてゐる建物若しくは当該建物の敷地の用に供される土地等の取用若しくは使用をすることができる者、当該建物若しくは当該土地等に係る第一種市街地再開発事業の施行者又は当該建物若しくは当該土地等に係る防災街区整備事業の施行者の当該権利に係る対価又は補償金が同号の規定に該当するものである旨を証する書類並びに当該対価又は補償金に関する明細書（これらの者が国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当該権利に係る当該建物若しくは当該土地等につき第二号から第四号の二まで又は第四号の五から第五号までの規定の適用がある場合において、これらの者に代わり地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体が当該対価又は補償金の支払をするときは、当該証する書類で当該支払をする者の名称及び所在地の記載があるもの及び当該支払をする者の当該対価又は補償金に関する明細書）

6 〽 8 省 略

9 前項に規定する個人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第二十二條第二十五項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第十七條の二 省 略

2 〽 18 省 略

19 施行令第二十二條の八第二十五項第五号に規定する財務省令で定める建築物等は、次に掲げる建築物又は構築物とする。

一 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十二年運輸省令第二十七号。以下この号において「昭和四十二年改正規則」という。）附則第二項又は道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第七号。以下この号において「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二項の規定の適用に係る道路運送車両

及び当該支払をする者の当該対価又は補償金に関する明細書）

6 〽 8 同 上

9 前項に規定する個人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第二十二條第二十三項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第十七條の二 同 上

2 〽 18 同 上

19 一 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十二年運輸省令第二十七号。以下この号において「昭和四十二年改正規則」という。）附則第二項又は道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第七号。以下この号において「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二項の規定の適用に係る道路運送車両

法第七十七条に規定する自動車特定整備事業を經營している者の当該事業の事業場の規模が昭和四十二年改正規則又は昭和五十三年改正規則の施行の際昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車兩法施行規則第五十七条第一号及び別表第二号又は昭和五十三年改正規則による改正後の道路運送車兩法施行規則別表第四の規定に適合しない場合の当該事業場に係る建築物又は構築物

20 二省略
省略

(特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)

第十八条の三 省略

(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)

第十八条の三の二 法第三十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 譲渡をした土地又は当該土地の上に存する権利(以下この号において「土地等」という。)の所在地の市町村長又は特別区の区長のイからニまでに掲げる事項を確認した旨並びにホ及びへに掲げる事項を記載した書類

イ 当該土地等が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にあること。

ロ 当該土地等が、当該譲渡の時に於いて、法第三十五条の三第一項に規定する低未利用土地等(次号において「低未利用土地等」という。)に該当するものであること。

ハ 当該土地等が、当該譲渡の後に利用されていること又は利用される見込みであること。

ニ 当該土地等の法第三十五条の三第一項に規定する所有期間が五年を超えるものであること。

ホ 当該土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無

へ ホに規定する分筆された土地等がある場合には、当該土地等につきこの号に掲げる書類の当該譲渡をした者への交付の有無

法第七十七条に規定する自動車分解整備事業を經營している者の当該事業の事業場の規模が昭和四十二年改正規則又は昭和五十三年改正規則の施行の際昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車兩法施行規則第五十七条第一号及び別表第二号又は昭和五十三年改正規則による改正後の道路運送車兩法施行規則別表第四の規定に適合しない場合の当該事業場に係る建築物又は構築物

20 二同上
同上

(特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除)

第十八条の三 同上

二 譲渡をした低未利用土地等に係る売買契約書の写しその他の書類で、当該低未利用土地等の法第三十五条の第三項第二号に規定する譲渡の対価の額が五百万円以下であることを明らかにするもの

(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)

第十八条の五 省 略

2・3 省 略

4 法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 表の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項及び次項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。） 既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合 施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

二 四 省 略

5 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この

(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)

第十八条の五 同 上

2・3 同 上

4 法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 表の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号及び次項において「三鷹市等の区域」という。）内にあるものに限る。） 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が既成市街地等（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）内であること。

二 四 同 上

五 表の第四号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。

5 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号の下欄、第五号、第六号又は第七号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を

条において「土地等」という。)で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)に該当する場合における法第三十七條第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 表の第二号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二條第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八條第一項若しくは第九條第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同條第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二條に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九條第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同條第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類

ハ 省 略
二 省 略

三 表の第四号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
イ 省 略

四 表の第四号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業(都市再開発法による市街地再開発事業をいう。)の施行地域内である旨を

含む。以下この条において「土地等」という。)で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)に該当する場合における法第三十七條第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 同 上

イ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八條第一項若しくは第九條第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同條第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同條第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ハ 同 上

二 同 上

三 表の第四号の下欄に掲げる資産 国土交通大臣の当該買換資産の所在地が同欄の都市機能誘導区域域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類

四 表の第五号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
イ 同 上

五 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業(都市再開発法による市街地再開発事業をいう。)の施行地域内である旨を

証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

五| 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が同欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第二十五条第十二項に規定する認定を受けていることを証する書類

六| 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む同号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

七| 表の第六号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第二十五条第十三項に規定する財務省令で定める書類

6 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び同条第十項に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、同条第六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる

証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

六| 表の第六号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が同欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第二十五条第十二項に規定する認定を受けていることを証する書類

七| 表の第六号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む同号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

八| 表の第七号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第二十五条第十三項に規定する財務省令で定める書類

6 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が表の第七号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び同条第十項に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、同条第六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第七号の下欄に掲げる

資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

一 三 省略

7 9 省略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十八条の六 省略

2 法第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産（以下この項及び次項において「譲渡資産」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（法第三十七条の五第二項の規定により読み替えられた法第三十七条第四項において準用する法第三十七条の五第一項の規定の適用を受ける場合には、当該書類並びに取得（同項に規定する取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする予定の買換資産（同条第一項に規定する買換資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）の取得予定年月日、その取得価額の見積額及びその買換資産が同条第一項の表の各号の下欄のいずれに該当するかの別（同表の第一号の下欄に該当する場合にあつては、その買換資産が同欄に規定する中高層耐火建築物又は中高層の耐火建築物のいずれに該当するかの別）その他の明細を記載した書類）とする。

一 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省略

ロ 法第三十七条の五第一項の表の第一号の下欄に規定する中高層の耐火建築物又は当該中高層の耐火建築物に係る構築物の取得をした

場合 都道府県知事の譲渡資産に係る同号の上欄に規定する中高層耐火建築物の建築をする事業につき施行令第二十五条の四第二項に

規定する認定をした旨並びに買換資産に該当する同号の下欄に規定

する中高層の耐火建築物が当該事業の施行される同欄に規定する地

区内にある旨及び当該中高層の耐火建築物を建築する次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める旨を証する書類

資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第八号に定める書類）とする。

一 三 同上

7 9 同上

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十八条の六 同上

2 同上

一 同上

イ 同上

ロ 同上

- (1) 省 略
- (2) 施行令第二十五条の四第四項第二号に掲げる事業 当該事業につき施行令第二十条の二第十四項に規定する認定をした旨
- (3) 省 略
- 二 省 略
- 3 3 6 省 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の十の二 省 略

2 法第三十七条の十一の二第一項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 省 略
- 二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する営業所をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の長に特定管理口座開設届出書（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する特定管理口座開設届出書をいう。第六項及び次条第一項第二号において同じ。）の提出（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する提出をいう。第六項及び次条第一項第二号において同じ。）をし、当該金融商品取引業者等と前号に規定する内国法人が発行した株式又は公社債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約（その契約書において、当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている当該内国法人が発行した株式又は公社債の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法又は当該金融商品取引業者等に対してする方法によることが定められているものに限る。）に基づき設定される口座であること。

3 3 5 省 略

6 施行令第二十五条の九の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 省 略
- 二 特定管理口座開設届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所
- 三 3 六 省 略

- (1) 同 上
- (2) 施行令第二十五条の四第四項第二号に掲げる事業 当該事業につき施行令第二十条の二第十三項に規定する認定をした旨
- (3) 同 上
- 二 同 上
- 3 3 6 同 上

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の十の二 同 上

2 同 上

- 一 同 上
- 二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する営業所をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の長に特定管理口座開設届出書（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する特定管理口座開設届出書をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）を提出して、当該金融商品取引業者等と前号に規定する内国法人が発行した株式又は公社債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約（その契約書において、当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている当該内国法人が発行した株式又は公社債の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法又は当該金融商品取引業者等に対してする方法によることが定められているものに限る。）に基づき設定される口座であること。

3 3 5 同 上

6 同 上

- 一 同 上
- 二 特定管理口座開設届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- 三 3 六 同 上

7 施行令第二十五条の九の第二十九項第一号二及び第二号二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の九の第二十九項第一号に掲げる譲渡又は同項第二号に掲げる払出しをした者の氏名及び住所

二 施行令第二十五条の九の第二十九項に規定する通知をする金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三 省 略

8 施行令第二十五条の九の第二十項第二号に規定する財務省令で定める規定は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第二十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十五条の十二の三第一項の規定とする。

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

第十八条の十の三 金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 省 略

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理した特定管理口座開設届出書（電磁的方法）（施行令第二十五条の九の二十八項に規定する電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）により提供された当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の九の三に規定する電磁的記録をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）を含む。） 当該特定管理口座開設届出書の提出があつた日

三 省 略

2 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 省 略

2・3 省 略

7 施行令第二十五条の九の第二十項第一号二及び第二号二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の九の第二十項第一号に掲げる譲渡又は同項第二号に掲げる払出しをした者の氏名及び住所

二 施行令第二十五条の九の第二十項に規定する通知をする金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三 同 上

8 施行令第二十五条の九の第二十一項第二号に規定する財務省令で定める規定は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第二十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十五条の十二の三第一項の規定とする。

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

第十八条の十の三 同 上

一 同 上

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理した特定管理口座開設届出書 当該特定管理口座開設届出書の提出があつた日

三 同 上

2 同 上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 同 上

2・3 同 上

4 法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座開設届出書（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書をいう。以下第十八条の十三の五までにおいて同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。次号、第十八条の十二の二第一項第二号及び第三項第二号並びに第十八条の十三第二項第三号において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者又は施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

イ・ロ 省 略

二・三 省 略

四 当該口座に設ける勘定（法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する特定保管勘定及び同項第三号に規定する特定信用取引等勘定をいう。第十八条の十二の二第三項において同じ。）の種類

五・六 省 略

5 施行令第二十五条の十の二第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座内保管上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十項に規定する特定口座内保管上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二・六 省 略

6 5 9 省 略

10 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号の二までに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）にあつては、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七條の七第四項から第七項までの規定又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する場合においてその取得価額が当該株式等の取得価額の計算の基礎とされる株式等の取得に係る書類で第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）に相当するものを含むもの

4 同 上

一 特定口座開設届出書（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書をいう。以下第十八条の十三の五までにおいて同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。次号、第十八条の十二の二第一項第二号、第十八条の十三第二項第三号及び第十八条の十三の五第二項第四号において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者又は施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

イ・ロ 同 上

二・三 同 上

四 当該口座に設ける勘定（法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する特定保管勘定及び同項第三号に規定する特定信用取引等勘定をいう。第十八条の十二の二第一項第五号において同じ。）の種類

五・六 同 上

5 同 上

一 特定口座内保管上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十項に規定する特定口座内保管上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二・六 同 上

6 5 9 同 上

10 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号までに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）にあつては、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七條の七第四項から第七項までの規定又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する場合においてその取得価額が当該株式等の取得価額の計算の基礎とされる株式等の取得に係る書類で第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）に相当するものを含むものとし

とし、その書類に記載された取得をした株式等の数又は額面金額（当該書類に記載がされた取得年月日又は払込みに係る年月日後に当該株式等につき所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第六百六十七条の七第四項から第七項までに規定する事由又は施行令第二十五条の十二の三に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた後に第一号に規定する取得者が有することとなつた株式等の数又は額面金額とし、第二号に掲げる書類にあつては、これらの数又は額面金額のうちその居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十の二第十四項第三号に規定する贈与、相続又は遺贈により取得をした株式等の数又は額面金額とする。）の合計数又は合計額が第三号に掲げる書類に記載された株式等の数又は額面金額以上である場合における当該書類に限る。）とする。

一 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号の二までの上場株式等以外の株式等を有する者が次のイからホまでに掲げる書類において取得者（その書類においてその株式等を取扱した者とされている者をいう。以下この号及び第二十二項において同じ。）とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類

イ ホ 省 略

二 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号の二までの上場株式等以外の株式等が同項第三号に規定する贈与、相続若しくは遺贈により取得したものであり、かつ、当該贈与に係る贈与をした者、当該相続に係る被相続人若しくは当該遺贈に係る包括遺贈者（以下この号において「被相続人等」という。）が前号イからホまでに掲げる書類において取得者とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類で、当該贈与、相続若しくは遺贈があつた時にいて当該被相続人等が有していた株式等のうち当該移管がされる株式等と同一銘柄の全ての株式等に係るもの又はその写し及び次に掲げる書類

イ ホ 省 略

三 当該株式等を発行した法人から交付を受けた当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号に規定する上場等の日（同項第十八号の株式等にあつては同号に規定する合併の日とし、同項第十九号の株式等にあつては同号に規定する

、その書類に記載された取得をした株式等の数又は額面金額（当該書類に記載がされた取得年月日又は払込みに係る年月日後に当該株式等につき所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第六百六十七条の七第四項から第七項までに規定する事由又は施行令第二十五条の十二の三に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた後に第一号に規定する取得者が有することとなつた株式等の数又は額面金額とし、第二号に掲げる書類にあつては、これらの数又は額面金額のうちその居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十の二第十四項第三号に規定する贈与、相続又は遺贈により取得をした株式等の数又は額面金額とする。）の合計数又は合計額が第三号に掲げる書類に記載された株式等の数又は額面金額以上である場合における当該書類に限る。）とする。

一 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号までの上場株式等以外の株式等を有する者が次のイからホまでに掲げる書類において取得者（その書類においてその株式等を取扱した者とされている者をいう。以下この号及び第二十二項において同じ。）とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類

イ ホ 同 上

二 施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号から第二十号までの上場株式等以外の株式等が同項第三号に規定する贈与、相続若しくは遺贈により取得したものであり、かつ、当該贈与に係る贈与をした者、当該相続に係る被相続人若しくは当該遺贈に係る包括遺贈者（以下この号において「被相続人等」という。）が前号イからホまでに掲げる書類において取得者とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類で、当該贈与、相続若しくは遺贈があつた時にいて当該被相続人等が有していた株式等のうち当該移管がされる株式等と同一銘柄の全ての株式等に係るもの又はその写し及び次に掲げる書類

イ ホ 同 上

三 当該株式等を発行した法人から交付を受けた当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十の二第十四項第十七号に規定する上場等の日（同項第十八号の株式等にあつては同号に規定する合併の日とし、同項第十九号の株式等にあつては同号に規定する

分割の日とし、同項第十九号の二の株式等にあつては同号に規定する株式分配の日とし、同項第二十号の株式等にあつては同号に規定する株式交換又は株式移転の日とし、同項第二十号の二の株式等にあつては同号に規定する請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等の取得の日とする。以下この号において同じ。）前二月以内の一定の日において有する当該株式等と同一銘柄の株式等（当該一定の日から当該上場等の日の前日までの間に当該株式等と同一銘柄の株式等の取得をした場合には、当該取得をした株式等を含む。）の数又は額面金額を証する書類

11 施行令第二十五条の十の第十四項第二十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 施行令第二十五条の十の第十四項第二十二号に規定する特別口座（以下この項において「特別口座」という。）に係る同号に規定する割当株式（以下この条及び第十八条の十三の第四第三項において「割当株式」という。）の全てを同号の特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

三 省略

12 5 17 省 略

18 施行令第二十五条の十の第十四項第二十七号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の第十四項第二十七号イに規定する特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の第四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の第十四項第二十七号イに規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 省略

三 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の第十四項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）
 第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。
 ）
 累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。次号において同じ。）
 特定累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。次号において同じ。）
 又は特定非課税管理勘定（同項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）

分割の日とし、同項第十九号の二の株式等にあつては同号に規定する株式分配の日とし、同項第二十号の株式等にあつては同号に規定する株式交換又は株式移転の日とする。以下この号において同じ。）前二月以内の一定の日において有する当該株式等と同一銘柄の株式等（当該一定の日から当該上場等の日の前日までの間に当該株式等と同一銘柄の株式等の取得をした場合には、当該取得をした株式等を含む。）の数又は額面金額を証する書類

11 同 上

一 同 上

二 施行令第二十五条の十の第十四項第二十二号に規定する特別口座（以下この項において「特別口座」という。）に係る同号に規定する割当株式（以下この条及び第十八条の十三の第四第二項において「割当株式」という。）の全てを同号の特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

三 省略

12 5 17 同 上

18 同 上

一 施行令第二十五条の十の第十四項第二十七号イの書類を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 同 上

三 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の第十四項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）
 第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。
 ）
 又は累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。次号において同じ。）
 に係る非課税口座内上場株式等（同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。第五号において同じ。）を当該特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月

。に係る非課税口座内上場株式等（同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。第五号において同じ。）を当該特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四 当該非課税口座及び特定口座の記号又は番号並びに当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設けた日の属する年

五・六 省 略

19 施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規定する特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二・三 省 略

20 施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 相続上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する相続上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二・三 省 略

21 23 省 略

24 施行令第二十五条の十の二第十六項において準用する同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十の二第十六項において準用する同条第十項に規定する相続上場株式等移管依頼書の同項に規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二・三 省 略

25 31 省 略

（特定口座異動届出書の記載事項）

第十八条の十二の二 施行令第二十五条の十の四第一項に規定する財務省

日

四 当該非課税口座及び特定口座の記号又は番号並びに当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けた日の属する年

五・六 同 上

19 同 上

一 施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イの書類を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二・三 同 上

20 同 上

一 相続上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する相続上場株式等移管依頼書をいう。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二・三 同 上

21 23 同 上

一 施行令第二十五条の十の二第十六項において準用する同条第十項に規定する相続上場株式等移管依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二・三 同 上

25 31 同 上

（特定口座異動届出書の記載事項）

第十八条の十二の二 同 上

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座異動届出書（施行令第二十五条の十の四第五項に規定する特定口座異動届出書をいう。次項及び第三項並びに第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十の四第一項に規定する提出をいう。次項において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、前条第二項に規定する場所。以下第十八条の十三の七までにおいて同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者又は氏名若しくは住所の変更をした者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 四 省 略

五 省 略

2 施行令第二十五条の十の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、前条第四項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、特定口座異動届出書の提出をする者の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

3 施行令第二十五条の十の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座異動届出書の施行令第二十五条の十の四第二項に規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座の名称及び記号又は番号

三 当該特定口座に設けられている勘定の種類

四 当該特定口座に新たな勘定を設定しようとする場合には、その設定しようとする勘定の種類

五 当該特定口座に設けられている勘定を廃止しようとする場合には、その廃止しようとする勘定の種類

一 特定口座異動届出書（施行令第二十五条の十の四第四項に規定する特定口座異動届出書をいう。以下この号、次項及び第十八条の十三の四において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、前条第二項に規定する場所。以下第十八条の十三の七までにおいて同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者、氏名若しくは住所の変更をした者又は施行令第二十五条の十の四第一項に規定する特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 四 同 上

五 特定口座に係る勘定の設定又は廃止をする場合には、当該特定口座に設けられている勘定の種類及び次に掲げる事項

イ 当該特定口座に新たな勘定の設定をしようとする場合には、その設定をしようとする勘定の種類

ロ 当該特定口座に設けられている勘定の廃止をしようとする場合には、その廃止をしようとする勘定の種類

六 同 上

2 施行令第二十五条の十の四第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、前条第四項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、特定口座異動届出書を提出する者の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

六 その他参考となるべき事項

4| 施行令第二十五条の十の四第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 移管前の営業所（施行令第二十五条の十の四第三項に規定する移管前の営業所をいう。次号において同じ。）の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所の名称及び所在地

二 移管前の営業所に開設されている特定口座の名称及び記号又は番号並びに当該特定口座に設けられている勘定（法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する特定保管勘定及び同項第三号に規定する特定信用取引等勘定並びに法第三十七条の十一の六第四項第二号に規定する特定上場株式配当等勘定をいう。第十八条の十三の二第二号、第十八条の十三の三第三号及び第十八条の十三の五第二項第三号において同じ。）の種類

三 施行令第二十五条の十の四第三項の移管を希望する年月日

四 第二号の特定口座につき特定口座源泉徴収届出書（法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収届出書をいう。以下この号及び第十八条の十三の六において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第十八条の十三の六において同じ。）をして同項の規定の適用を選択している場合には、その旨及び当該特定口座源泉徴収届出書の提出年月日

五 第二号の特定口座（当該特定口座につき法第三十七条の十一の四第一項の規定の選択をしている場合に限る。）につき、源泉徴収届出書内配当等受入開始届出書の提出（施行令第二十五条の十の十三第二項に規定する源泉徴収届出書内配当等受入開始届出書をいう。第十八条の十三の七において同じ。）又は源泉徴収届出書内配当等受入終了届出書（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する源泉徴収届出書内配当等受入終了届出書をいう。以下この号並びに第十八条の十三の七第二項及び第五項において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する提出をいう。第十八条の十三の七第二項において同じ。）をしてい

六 省 略

3| 施行令第二十五条の十の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 移管前の営業所（施行令第二十五条の十の四第二項に規定する移管前の営業所をいう。次号において同じ。）の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所の名称及び所在地

二 移管前の営業所に開設されている特定口座の名称及び記号又は番号並びに当該特定口座に設けられている勘定（法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する特定保管勘定及び同項第三号に規定する特定信用取引等勘定並びに法第三十七条の十一の六第四項第二号に規定する特定上場株式配当等勘定をいう。第十八条の十三の二、第十八条の十三の三及び第十八条の十三の五において同じ。）の種類

三 施行令第二十五条の十の四第二項の移管を希望する年月日

四 第二号の特定口座につき法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収届出書を提出して同項の規定の適用を選択している場合には、その旨及び当該特定口座源泉徴収届出書の提出年月日

五 第二号の特定口座（当該特定口座につき法第三十七条の十一の四第一項の規定の選択をしている場合に限る。）につき施行令第二十五条の十の十三第二項に規定する源泉徴収届出書内配当等受入開始届出書又は同条第四項に規定する源泉徴収届出書内配当等受入終了届出書の提出をしている場合には、その旨及び当該源泉徴収届出書内配当等受入開始届出書又は源泉徴収届出書内配当等受入終了届出書の提出年月日

六 同 上

(特定口座継続適用届出書の記載事項等)

第十八条の十三 施行令第二十五条の十の五第二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座継続適用届出書(施行令第二十五条の十の五第二項第一号に規定する特定口座継続適用届出書をいう。以下この項及び第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。)の提出(施行令第二十五条の十の五第二項第一号に規定する提出をいう。次号において同じ。)をする者の氏名、生年月日及び住所

二 略

五 施行令第二十五条の十の五第二項に規定する出国をする予定年月日及び同条第一項に規定する帰国をする予定年月日

六 略

2 施行令第二十五条の十の五第二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 出国口座内保管上場株式等移管依頼書(施行令第二十五条の十の五第二項第二号に規定する出国口座内保管上場株式等移管依頼書をいう。以下この項及び第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。)の提出(施行令第二十五条の十の五第二項第二号に規定する提出をいう。次号において同じ。)をする者の氏名、生年月日及び住所

二 略

三 出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は出国口座に保管の委託がされている上場株式等を当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書とともに特定口座開設届出書の提出をしたことにより前号の金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に移管することを依頼する旨

四 略

五 施行令第二十五条の十の五第二項に規定する出国をした年月日及び同条第一項に規定する帰国をした年月日

六 略

3 施行令第二十五条の十の五第二項第三号に規定する財務省令で定める書類は、同号の居住者の次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類とする。

(特定口座継続適用届出書の記載事項等)

第十八条の十三 同上

一 特定口座継続適用届出書(施行令第二十五条の十の五第二項第一号に規定する特定口座継続適用届出書をいう。以下この条及び第十八条の十三の四第一項において同じ。)を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 同上

五 施行令第二十五条の十の五第二項の出国をする予定年月日及び同項の帰国をする予定年月日

六 同上

2 同上

一 出国口座内保管上場株式等移管依頼書(施行令第二十五条の十の五第二項第二号に規定する出国口座内保管上場株式等移管依頼書をいう。以下この条及び第十八条の十三の四第一項において同じ。)の提出(同号に規定する提出をいう。次号において同じ。)をする者の氏名、生年月日及び住所

二 同上

三 出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は出国口座に保管の委託がされている上場株式等を当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書とともに特定口座開設届出書の提出をしたことにより前号の金融商品取引業者等の営業所に設定する特定口座に移管することを依頼する旨

四 同上

五 施行令第二十五条の十の五第二項の出国をした年月日及び同項の帰国をした年月日

六 同上

3 施行令第二十五条の十の五第二項第三号に規定する財務省令で定める書類は、同号の居住者の次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一〇三 省略

- 4 施行令第二十五条の十の五第三項第十号に規定する財務省令で定める上場株式等は、上場株式等につき出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は出国口座に保管の委託をしている者が当該出国口座を開設している金融商品取引業者等と締結した金融商品取引法第三十条第一項第七号に規定する累積投資契約（上場株式等の取得を目的とするものであつて、次に掲げる要件を満たすものに限り。）に基づき取得する上場株式等で、当該振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等と同一銘柄のものとする。
- 一 当該累積投資契約は当該振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該保管の委託をしている者と当該金融商品取引業者等との間で当該出国口座を開設した日前に締結されたものであること。
- 二 同 略

（特定口座廃止届出書の記載事項）

- 第十八条の十三の二 施行令第二十五条の十の七第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書の同項に規定する提出（第十八条の十三の四第一項第三号において「特定口座廃止届出書の提出」という。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 省略

（特定口座開設者死亡届出書の記載事項）

- 第十八条の十三の三 施行令第二十五条の十の八に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書の同項に規定する提出（次条第一項第三号において「特定口座開設者死亡届出書の提出」という。）をする相続人の氏名及び住所

二〇四 省略

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

- 第十八条の十三の四 金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲

一〇三 同上

- 4 同 上
- 一 当該累積投資契約は当該振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該保管の委託をしている者と当該金融商品取引業者等との間で当該出国口座を設定した日前に締結されたものであること。
- 二 同 上

（特定口座廃止届出書等の記載事項）

- 第十八条の十三の二 同 上
- 一 特定口座廃止届出書（施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書をいう。第十八条の十三の四において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 同上

（特定口座開設者死亡届出書の記載事項）

- 第十八条の十三の三 同 上
- 一 特定口座開設者死亡届出書（施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書をいう。次条において同じ。）を提出する相続人の氏名及び住所

二〇四 同上

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

- 第十八条の十三の四 同 上

ける帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 省 略

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が施行令第二十五条の十の二第十一項（同条第十七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による送付をした同条第十一項第二号に掲げる書類の写し（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第九項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の十の四第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）を含む。）その送付をした日

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた特定口座開設届出書、特定口座内保管上場株式等移管依頼書、施行令第二十五条の十の二第十一項各号（同条第十七項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同条第十四項第二十一号に規定する割当株式数証明書（以下この項、第四項及び第六項において「割当株式数証明書」という。）、特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、相続上場株式等移管依頼書、同条第十六項において準用する同条第十項に規定する相続上場株式等移管依頼書、特定口座異動届出書、特定口座継続適用届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書並びに第四項に規定する書類（これらの届出書、依頼書、書類又は証明書に係る特定口座につき特定口座廃止届出書の提出若しくは特定口座開設者死亡届出書の提出があつた日（施行令第二十五条の十の五第一項の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた場合（当該特定口座につき特定口座継続適用届出書の同条第二項第一号に規定する提出があつた場合を除く。）には、当該特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた日）又は当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を受け入れた施行令第二十五条の十の五第二項に規定する出国口座（当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等につき出国口座内保管上場株式等移管依頼書の同条第二号に規定する提出があつたものを除く。）が閉鎖された日

一 同 上

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が施行令第二十五条の十の二第十一項（同条第十七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による送付をした同条第十一項第二号に掲げる書類の写し（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第九項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の十の四第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）を含む。）その送付をした日

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた特定口座開設届出書、特定口座内保管上場株式等移管依頼書、施行令第二十五条の十の二第十一項各号（同条第十七項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同条第十四項第二十一号に規定する割当株式数証明書（以下この項及び第四項において「割当株式数証明書」という。）、同条第十四項第二十二号に規定する申出書の写し、当該申出書に添付された割当株式数証明書の写し、同条第二十七号イに規定する書類、同条第二十八号イに規定する書類、同条第二十五項に規定する相続上場株式等移管依頼書、同条第十六項において準用する同条第十項に規定する相続上場株式等移管依頼書、特定口座異動届出書、特定口座継続適用届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書並びに第三項に規定する書類（電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）（これらの届出書、依頼書、書類、証明書又は申出書に係る特定口座につき特定口座廃止届出書若しくは特定口座開設者死亡届出書の提出があつた日（施行令第二十五条の十の五第一項の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた場合（当該特定口座につき特定口座継続適用届出書の提出があつた場合を除く。）には、その提出があつたものとみなされた日）又は当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を受け入れた施行令第二十五条の十の五第二項に規定する出国口座（当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口

四 当該金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受けた施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書 当該特定口座廃止届出書の同項に規定する提出があつた日

五 当該金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受けた施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書 当該特定口座開設者死亡届出書の同条に規定する提出があつた日

2| 前項第二号から第五号までに掲げる届出書、依頼書（特定口座内保管上場株式等移管依頼書を除く。以下この項において同じ。）及び書類（第五項に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）には、電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書及び書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

3| 省 略

4| 施行令第二十五条の十の九第五項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第二十五条の十の第十四項第二十二号に規定する申出書の写し、当該申出書に添付された割当株式数証明書の写し、第十八条の十一第十項各号及び第二十二項各号（同条第二十五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同条第二十一項（同条第二十五項において準用する場合を含む。）に規定する書類並びに第十八条の十三第三項各号に定める書類とする。

5| 施行令第二十五条の十の九第六項に規定する財務省令で定める書類は、前項に規定する書類とする。

6| 省 略

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）
第十八条の十三の五 省 略

2 法第三十七条の十一の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の特定口座に係る次に掲げる事項とする。

一 一十四 省 略

十五 その年において当該特定口座につき施行令第二十五条の十の五第一項の規定により施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口

座に保管の委託がされている上場株式等につき出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出（同項第二号に規定する提出をいう。）があつたものを除く。）が閉鎖された日

四 当該金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受けた特定口座廃止届出書及び特定口座開設者死亡届出書 その提出があつた日

2| 同 上

3| 施行令第二十五条の十の九第五項に規定する財務省令で定める書類は、第十八条の十一第十項各号及び第二十二項各号（同条第二十五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同条第二十一項（同条第二十五項において準用する場合を含む。）に規定する書類並びに第十八条の十三第三項各号に定める書類とする。

4| 同 上

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）
第十八条の十三の五 同 上

2 同 上

一 一十四 同 上

十五 その年において当該特定口座につき施行令第二十五条の十の五第一項の規定により施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口

座廃止届出書の同項に規定する提出があつたものとみなされた場合には、その旨

十六・十七 省略

3512 省略

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)

第十八条の十三の六 法第三十七条の十一の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定口座源泉徴収選択届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 四 省略

2| 法第三十七条の十一の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、特定口座源泉徴収選択届出書の提出をする者に係る第十八条の十二第四項に規定する住所等確認書類とする。

3| 法第三十七条の十一の四第一項に規定する財務省令で定めるものは、第十八条の十二第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された同項に規定する電磁的記録とする。

4| 施行令第二十五条の十の十一第六項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 省略

二 その年（施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座（法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。第六項及び次条において同じ。）にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及び第七項において同じ。）において法第三十七条の十一の四第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三 省略

四 その年において生じた法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第二十五条の十の十一第八項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する

座廃止届出書の提出があつたものとみなされた場合には、その旨

十六・十七 同上

3512 同上

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)

第十八条の十三の六 同上

一 法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書（以下この条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 四 同上

2| 同上

一 同上

二 その年（施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座（法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。第四項及び次条において同じ。）にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及び第五項において同じ。）において法第三十七条の十一の四第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三 同上

四 その年において生じた法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第二十五条の十の十一第八項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する

金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第三十七条の十一の四第三項に規定する満たない部分の金額をいう。第六項第四号及び第七項第三号において同じ。）の総額を控除した金額）

5| 五 省 略

6| 法第三十七条の十一の四第一項に規定する金融商品取引業者等は、同項又は同条第三項の規定による所得税の徴収又は還付をする場合には、これらの所得税の徴収又は還付につき、各年ごとに帳簿を備え、当該帳簿に特定口座源泉徴収選択届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に次に掲げる事項を記載し、その帳簿及び当該特定口座源泉徴収選択届出書（電磁的方法により提供された当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）以下この項において同じ。）を、その帳簿を閉鎖する日の属する年の翌年から七年間、当該金融商品取引業者等の当該特定口座源泉徴収選択届出書に係る源泉徴収選択口座が開設されていた営業所の所在地に保存しなければならない。

7| 一 七 省 略
省 略

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）
第十八条の十三の七 法第三十七条の十一の六第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 六 省 略

2 施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第三十七条の十一の四第三項に規定する満たない部分の金額をいう。第四項第四号及び第五項第三号において同じ。）の総額を控除した金額）

5| 同 上

4| 法第三十七条の十一の四第一項に規定する金融商品取引業者等は、同項又は同条第三項の規定による所得税の徴収又は還付をする場合には、これらの所得税の徴収又は還付につき、各年ごとに帳簿を備え、当該帳簿に特定口座源泉徴収選択届出書の提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に次に掲げる事項を記載し、その帳簿及び当該特定口座源泉徴収選択届出書を、その帳簿を閉鎖する日の属する年の翌年から七年間、当該金融商品取引業者等の当該特定口座源泉徴収選択届出書に係る源泉徴収選択口座が開設されていた営業所の所在地に保存しなければならない。

5| 一 七 同 上
同 上

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）
第十八条の十三の七 同 上

一 法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（次号及び第五項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 六 同 上

2 同 上

一 施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（次号及び第五項において「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 省略

3・4 省略

5 施行令第二十五条の十の十三第十六項の金融商品取引業者等は、源泉徴収選択口座内配当等につき法第三条の第三項、第八条の第三項、第九条の第二項若しくは第九条の三の第二項又は第三十七条の十一の六第七項の規定による所得税の徴収又は還付をする場合には、これらの所得税の徴収又は還付につき、各年ごとに帳簿を備え、当該帳簿に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に次に掲げる事項を記載し、その帳簿、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（同条第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をいい、電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を、その帳簿を閉鎖する日の属する年の翌年から七年間、当該金融商品取引業者等の当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に係る源泉徴収選択口座が開設されていた営業所の所在地に保存しなければならない。

一〇七 省略

6 省略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 省略

2 法第三十七条の十二の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省略

二 施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（上場株式等の特定譲渡をした上場株式等と上場株式等の一般譲渡をした上場株式等との別に第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項各号に定める項目別の金額の記載があるものに限るものとし、施行令第二十五条の十の第十七項（施行令第二十五条の十三の八第二十八項において準用する場合を

二〇四 同上

3・4 同上

5 施行令第二十五条の十の十三第十六項の金融商品取引業者等は、源泉徴収選択口座内配当等につき法第三条の第三項、第八条の第三項、第九条の第二項若しくは第九条の三の第二項又は第三十七条の十一の六第七項の規定による所得税の徴収又は還付をする場合には、これらの所得税の徴収又は還付につき、各年ごとに帳簿を備え、当該帳簿に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に次に掲げる事項を記載し、その帳簿、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を、その帳簿を閉鎖する日の属する年の翌年から七年間、当該金融商品取引業者等の当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に係る源泉徴収選択口座が開設されていた営業所の所在地に保存しなければならない。

一〇七 同上

6 同上

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 同上

2 同上

一 同上

二 施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（上場株式等の特定譲渡をした上場株式等と上場株式等の一般譲渡をした上場株式等との別に第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項各号に定める項目別の金額の記載があるものに限るものとし、施行令第二十五条の十の第十七項（施行令第二十五条の十三の八第二十八項において準用する場合を

含む。以下この号、次条第八項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。)の規定の適用がある場合において施行令第二十五条の十の十第七項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて同項に規定する特定口座年間取引報告書若しくは印刷報告書又は第十八条の十五の十一第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書若しくは法第三十七条の十四の二第二十九項本文の規定による提供を受けた当該未成年者口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの(以下この号、次条第八項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において「特定口座年間取引報告書」という。)の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項(これらの規定を第十八条の十五の十一第五項において準用する場合を含む。以下この号、次条第八項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。)の規定の適用がある場合において第十八条の十三の五第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等とする。)

3 5 省 略

6 施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 施行令第二十五条の十一の二第十二項第三号の純損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは各種所得の生じた場所(各種所得(当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。以下この号において同じ。)の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所(以下この号において「本店等」という。)の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号)

三 五 省 略

7 9 省 略

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第十八条の十五 施行令第二十五条の十二第一項第一号に規定する財務省

含む。以下この号、次条第七項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。)の規定の適用がある場合において施行令第二十五条の十の十第七項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて同項に規定する特定口座年間取引報告書若しくは印刷報告書又は第十八条の十五の十一第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書若しくは法第三十七条の十四の二第二十九項本文の規定による提供を受けた当該未成年者口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの(以下この号、次条第七項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において「特定口座年間取引報告書」という。)の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項(これらの規定を第十八条の十五の十一第五項において準用する場合を含む。以下この号、次条第七項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。)の規定の適用がある場合において第十八条の十三の五第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等とする。)

3 5 同 上

6 同 上

一 同 上

二 施行令第二十五条の十一の二第十二項第三号の純損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは各種所得の生じた場所

三 五 同 上

7 9 同 上

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第十八条の十五 同 上

令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式（法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 省 略

二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の

払込み（法第三十七条の十三第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）の期日（払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日）

2 5 4 省 略

5 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 省 略

二 省 略

三 省 略

四 次のいずれかの会社であること。

イ 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合（第八項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得（同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（ロ及び第八項第一号ハにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。）から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第七項及

一 同 上

二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の払込みの期日（払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日）

2 5 4 同 上

5 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する財務省令で定める株式会社は、次に掲げる要件を満たす株式会社とする。

一 同 上

二 その設立の日以後十年を経過していないこと。

三 同 上

四 同 上

五 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する投資事業有限責任組合（第七項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じ、その発行する特定株式を払込み（同条第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社であること。

び第八項第一号ハ(2)において同じ。)により、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

6 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する財務省令で定める投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、当該組合がその株式を保有する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業大臣の認定を受けたものとする。

7 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する財務省令で定める第一種少額電子募集取扱業務を行う者は、金融商品取引法第二十九条の登録を受けた者であつて、その者が行う電子募集取扱業務において募集の取扱い又は私募の取扱いをする株式を発行する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業大臣の認定を受けたものとする。

8 法第三十七条の十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、同条第一項に規定する控除対象特定株式を取得した日の属する年中の同号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社^ニに該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日(第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ロ、ハ及び次号において同じ。)において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。(1)～(3) 省 略

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社^ニに該当する特定中小会社が発行した同号イに掲げる特定株式である場合 当該特定株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)並びに当該認定投資事業有限責任組合が第六項の認定を受けたものであることを証する書類

6 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する財務省令で定める投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、当該組合がその株式を保有する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業大臣の認定を受けたものとする。

7 同上

一 同上

イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社^ニに該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日(第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ロ及び次号において同じ。)において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。(1)～(3) 同上

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社^ニに該当する特定中小会社が発行した同号イに掲げる特定株式である場合 当該認定投資事業有限責任組合の当該特定株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)並びに当該認定投資事業有限責任組合が前項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

の写し

(1) 省 略

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、第五項第四号イの契約に従つて当該認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。

(3) 省 略

ハ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社^ハに該当する特定中小会社が発行した同号ロに掲げる特定株式である場合、当該特定株式に係る認定少額電子募集取扱業者の当該特定株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)並びに当該認定少額電子募集取扱業者が前項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1) 当該特定中小会社が第五項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、第五項第四号ロの契約に従つて当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務による払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ニ 省 略

二 省 略

9 省 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十八条の十五の二 法第三十七条の十三の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第八項第一号から第四号までに掲げる書類

二 五 省 略

2 省 略

3 法第三十七条の十三の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、

(1) 同 上

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、第五項第五号の契約に従つて当該認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。

(3) 同 上

ハ 同 上

二 省 略

8 同 上

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十八条の十五の二 同 上

一 前条第七項第一号から第四号までに掲げる書類

二 五 同 上

2 同 上

3 同 上

次に掲げる書類とする。

一・二 省略

三 前条第八項第一号から第四号までに掲げる書類

四 省略

4510 省略

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第十八条の十五の三 省略

2 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座開設届出書(法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。)の提出(同号に規定する提出をいう。以下この条において同じ。)をする者の氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第二十五項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。)及び個人番号(施行令第二十五條の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二 省略

三 非課税上場株式等管理契約(法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約をいう。第三十三項第六号及び第三十五項第四号において同じ。)、非課税累積投資契約(同条第五項第四号に規定する非課税累積投資契約をいう。第三十三項第六号及び第三十五項第四号において同じ。)、特定非課税累積投資契約(同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。第三十三項第六号及び第三十五項第四号において同じ。)に基づき当該口座に係る振替口座簿(同条第一項に規定する振替口座簿をいう。)に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等(施行令第二十五條の十三第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び第十八条の十五の七において同じ。)の法第九条の八各号

一・二 同上

三 前条第七項第一号から第四号までに掲げる書類

四 同上

4510 同上

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第十八条の十五の三 同上

2 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書(以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。)に記載すべき同号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座開設届出書の提出(法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出をいう。以下この条において同じ。)をする者の氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第十四項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。第十七項第二号及び第五号を除き、以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。)及び個人番号(施行令第二十五條の十三第二十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二 同上

三 非課税上場株式等管理契約(法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約をいう。次項第三号、第三十六項第六号及び第三十八項第四号において同じ。)、又は非課税累積投資契約(同条第五項第四号に規定する非課税累積投資契約をいう。次項第三号、第三十六項第六号及び第三十八項第四号において同じ。)に基づき当該口座に係る振替口座簿(同条第一項に規定する振替口座簿をいう。次項第三号において同じ。)に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等(施行令第二十五條の十三第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び第十八条の十五の七において同じ。)の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡(法第三十七条の十四第一項に規定

に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。第十八条の十五の九において同じ。）による事業所得、譲渡所得又は雑所得について法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四 省 略

五 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の七から第十八条の十五の九までにおいて「非課税口座」という。）を開設しようとする日の属する年

六 当該非課税口座に設定しようとする勘定の種類

七 省 略

する譲渡をいう。次項第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）による事業所得、譲渡所得又は雑所得について法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四 同 上

五 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の七から第十八条の十五の九までにおいて「非課税口座」という。）を設定しようとする日の属する年及び当該非課税口座に設定しようとする勘定の種類

六 同 上

3| 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座簡易開設届出書（以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座簡易開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座簡易開設届出書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の三第二十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 当該非課税口座簡易開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三 非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について同条及び法第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四 当該非課税口座簡易開設届出書の提出年月日

五 当該非課税口座に設定しようとする勘定の種類

六 法第三十七条の十四第五項第六号に規定する勘定設定期間（以下この条及び第十八条の十五の八第一項において「勘定設定期間」という。）として同号イ(2)及びロに掲げる期間（令和六年一月一日以後に当該非課税口座簡易開設届出書の提出をする場合には、同号ロに掲げる

3| 施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（次号及び第十八条の十五の八において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 省略

三 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の第十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座内上場株式等を施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨

四・五 省略

4| 省略

5| 施行令第二十五条の第十三第十項第二号（同条第十一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 法第三十七条の第十四第五項第二号イ(2)に規定する未成年者口座に設けられた同号イ(2)に規定する未成年者非課税管理勘定に係る法第三十条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（次号において「未成年者口座内上場株式等」という。）を法第三十七条の十

期間

7| その他参考となるべき事項

4| 同上

一 施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（次号及び次項並びに第十八条の十五の八において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する提出をいう。次号及び次項において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 同上

三 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の第十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この条（第七項第三号を除く。）から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座内上場株式等を施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨

四・五 同上

5| 施行令第二十五条の第十三第八項第二号に規定する財務省令で定める書類は、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をする者に係る第十八条の第十二第四項に規定する住所等確認書類とし、同号に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された同項に規定する電磁的記録とする。

6| 同上

7| 同上

一・二 同上

三 法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定に係る同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（次号において「未成年者口座内上場株式等」という。）を法第三十七条の第十四第五項第一号の口座に係

四第五項第一号の口座に係る非課税管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日
四・五 省略

6| 省略

7| 第三項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十項において準用する同条第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三項第三号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と、「第三十七条の十四第五項第三号」とあるのは「第三十七条の十四第五項第五号」と読み替えるものとする。

8| 第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十三項において準用する同条第十項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第三号中「非課税管理勘定に係る」とあるのは「法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る」と、「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。次号において同じ。）」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と読み替えるものとする。

9| 施行令第二十五条の十三第二十五項第四号口に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第二十五項第四号口の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」という。）の提出（同項第四号口に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者（第五号において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び住所

二 当該特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三 当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下この条及び第十八条の十五の九において同じ。）に同号ハ(1)に掲げる上場株式等の受入れをしようとする旨

同項第三号に規定する非課税管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日
四・五 同上

9| 同上

8| 施行令第二十五条の十三第十七項第一号に規定する財務省令で定める書類は、同項の口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の第十八条の第十二第四項に規定する住所等確認書類とする。

10| 第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十項において準用する同条第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第三号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と、「第三十七条の十四第五項第三号」とあるのは「第三十七条の十四第五項第五号」と読み替えるものとする。

- 四 当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）に特定累積投資上場株式等（同項第六号に規定する特定累積投資上場株式等をいう。次項において同じ。）を受け入れない旨
- 五 提出者が施行令第二十五条の十三第二十五項第四号ロ(1)又は(2)に掲げる要件のいずれに該当するかの別
- 六 その他参考となるべき事項

10| 第三項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十六項において準用する同条第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる上場株式等の区分に応じ第三項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第三十七条の十四第五項第六号の特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等	非課税管理勘定	特定累積投資勘定
法第三十七条の十四第五項第六号の特定非課税管理勘定に係る上場株式等	第三十七条の十四第五項第三号	第三十七条の十四第五項第七号
	非課税管理勘定	特定非課税管理勘定
	第三十七条の十四第五項第三号	第三十七条の十四第五項第八号

11| 第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第一号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第一号中「第二十五条の十三第十項第一号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第一号」と、同項第三号及び第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

11| 法第三十七条の十四第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる非課税適用確認書（同項第六号に規定する非課税適用確認書をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第三十七条の十四第五項第六号イ(1)に掲げる期間の非課税適用確認書 次に掲げる事項
- イ 当該非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四第六項第一号の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この条において同

12| 第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第一号中「第二十五条の十三第十項第一号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第二号」と、同項第三号及び第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

13| 第五項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第三号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項第一号中「第二十五条の十三第十項第二号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第三号」と、「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第三号中「第

じ。）をした者（ロにおいて「申請者」という。）の氏名及び生年月日

ロ| 当該申請者の法第三十七条の十四第五項第六号に規定する基準日（以下この条及び第十八条の十五の九第二項第二号イにおいて「基準日」という。）及び当該基準日における国内の住所

ハ| 勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第六号イ(1)に掲げる期間

ニ| 法第三十七条の十四第十項の所轄税務署長が当該非課税適用確認書を作成した年月日

ホ| 整理番号
ヘ| その他参考となるべき事項

二| 法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロに掲げる期間の非課税適用確認書 次に掲げる事項

イ| 当該非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四第六項第二号の申請書の提出をした者の氏名及び生年月日

ロ| 勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税適用確認書に係る同条第六項第二号の申請書が令和五年十月一日以後に提出がされたものである場合には、

同条第五項第六号ロに掲げる期間）

ハ| 法第三十七条の十四第十項の所轄税務署長が当該非課税適用確認書を作成した年月日

ニ| 整理番号
ホ| その他参考となるべき事項

三十七條の十四第五項第一号」とあるのは「第三十七條の十四第五項第六号」と、「係る非課税管理勘定」とあるのは「係る特定非課税管理勘定」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

- 14| 第五項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第四号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項第一号中「第二十五条の十三第十項第二号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第四号」と、「同項第二号」とあるのは「同項第四号」と、同項第三号中「同号イ(2)」とあるのは「同項第六号ハ(2)」と、「未成年者非課税管理勘定」とあるのは「継続管理勘定」と、「第三十七條の十四第五項第一号」とあるのは「第三十七條の十四第五項第六号」と、「係る非課税管理勘定」とあるのは「係る特定非課税管理勘定」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。
- 15| 法第三十七條の十四第五項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該勘定廃止通知書（法第三十七條の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下第十八條の十五の五まで、第十八條の十五の八及び第十八條の十五の九において同じ。）に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七條の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。以下この項、第二十七項、第二十八項並びに第十八條の十五の八及び第十八條の十五の九第二項第八号ロにおいて同じ。）の提出（法第三十七條の十四第十三項に規定する提出をいう。以下この項、第二十七項及び第二十八項において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二 当該提出者からその提出の日以前の直前に提出を受けた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書（同項第一号に規定する非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含む。以下第十八條の十五の五まで及び第十八條の十五の九において「非課税適用確認書」という。）若しくは勘定廃止通知書若しくは法第三十七條の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれ

- 12| 法第三十七條の十四第五項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該勘定廃止通知書（法第三十七條の十四第五項第七号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下第十八條の十五の五まで、第十八條の十五の八及び第十八條の十五の九において同じ。）に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七條の十四第十八項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。第三号並びに第十八條の十五の八及び第十八條の十五の九第二項第八号ロにおいて同じ。）を提出した者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二 当該提出者からその提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは法第三十七條の十四第五項第八号に規定する非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。以下第十八條の十五の五まで及び第十八條の十五の九において同じ。）又は非課税口座簡易開設届出書の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

らの書類を含む。以下第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に記載された整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号（当該提出者が同条第二十八項又は第二十九項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）

三 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出がされた日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 一月一日から九月三十日までの間 当該提出の日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定（法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）、「特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年において非

イ 法第三十七条の十四第五項第六号イ(1)に掲げる勘定設定期間に係る当該非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下この号において「非課税適用確認書等」という。） 当該非課税適用確認書等に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号（当該非課税適用確認書が同条第三十三項の規定により非課税口座開設届出書に添付して提出をされたものとみなされたものである場合にあつては、これらの事項に代えて、同項の規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出をされた同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号。ロにおいて同じ。）

ロ 法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係る非課税適用確認書等又は非課税口座簡易開設届出書 当該非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同条第十二項の規定により提供を受けた整理番号

三 当該金融商品取引業者等変更届出書が提出された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 一月一日から九月三十日までの間 当該提出の日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定（法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）にお

課税管理勘定、累積投資勘定及び特定累積投資勘定を設けない旨
ロ 十月一日から十二月三十一日までの間 当該提出の日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定、累積投資勘定及び特定累積投資勘定を設けない旨並びに当該提出がされた年月日

四 省 略
五 省 略

16) 法第三十七条の十四第五項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座廃止届出書（法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。以下この項、第二十九項及び第三十項並びに第十八条の十五の九において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日
- 二 当該提出者からその提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は前項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止された年月日

いて非課税管理勘定及び累積投資勘定を設けない旨
ロ 十月一日から十二月三十一日までの間 当該提出の日の属する年（ロにおいて「提出年」という。）の翌年分以後の各年（当該提出年の翌年一月一日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）において非課税管理勘定及び累積投資勘定を設けない旨並びに当該提出された年月日

四
五 同 上
六 同 上

13) 法第三十七条の十四第五項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第八号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座廃止届出書（法第三十七条の十四第二十一項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出した者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二 当該提出者からその提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書の前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止された年月日及びその廃止された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 一月一日から九月三十日までの間 当該廃止をした日の属する勘定設定期間の区分

ロ 十月一日から十二月三十一日までの間 当該廃止をした日の属する年の翌年一月一日の属する勘定設定期間の区分

- 四 当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無
- 五・六 省略

17| 法第三十七条の十四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）
- 二 当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号
- 三 当該非課税口座開設届出書の提出年月日
- 四 当該非課税口座開設届出書の提出により設定された勘定の種類及びその勘定が設定された非課税口座の記号又は番号
- 五 その他参考となるべき事項

18| 施行令第二十五条の十三第三十二項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施行令第二十五条の十三第三十四項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十四第八項に規定する署名用電子証明書等をいう。次号及び第二十六項第二号並びに第十八条の十五の第十八項において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

19| 二・三 省略
省略

- 四 当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定への上場株式等の受入れの有無

五・六 同上

14| 法第三十七条の十四第六項第一号に規定する財務省令で定める場所は、

- 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。
- 一 国内に居所を有する個人 当該個人の居所地
- 二 恒久的施設を有する非居住者（前号に掲げる者を除く。） 当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地

15| 施行令第二十五条の十三第二十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施行令第二十五条の十三第二十七項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。次号及び第二十二項第二号において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

16| 二・三 同上
同上

17| 法第三十七条の十四第六項第一号に規定する財務省令で定める事項は

20| 施行令第二十五条の十三第三十二項に規定する非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の第十四第六項第一号の申請書の提出をする者（以下の項において「申請者」という。）の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第二十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項第一号において同じ。）

二 当該申請者の基準日における国内の住所

三 法第三十七条の第十四第六項第一号の申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

四 勘定設定期間として法第三十七条の第十四第五項第六号イ(1)に掲げる期間

五 当該申請者が平成二十五年一月一日において国内に住所を有しない場合には、その旨及び同日後最初に国内に住所を有することとなつた日

六 その他参考となるべき事項

18| 法第三十七条の第十四第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の第十四第六項第二号の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 法第三十七条の第十四第六項第二号の申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三 勘定設定期間として法第三十七条の第十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（令和五年十月一日以後に当該申請書の提出をする場合には、同号ロに掲げる期間）

四 その他参考となるべき事項

19| 施行令第二十五条の十三第二十四項に規定する申請書、非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

20| 施行令第二十五条の十三第二十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名の記載のあるもので、金融商品取引業者等の営業所の長に提出する日前六月以内に作成されたものに限る。）とする。

21) 法第三十七条の第十四第六項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項

に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する届出事項（以下この項において「届出事項」という。）を同条第六項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条の規定の例によるものとし、同項に規定する財務省令で定める方法は、同令第五条第一項の定めるところにより届出事項を送信する方法とする。

22) 法第三十七条の第十四第七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名及び生年月日

二 整理番号

三 その他参考となるべき事項

23) 法第三十七条の第十四第七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二 その他参考となるべき事項

24) 第十八条の十二第三項及び第四項の規定は、施行令第二十五条の第十三十四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十八条の十二第三項第三号中「番号既告知者」とあるのは、「施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

25) 法第三十七条の第十四第八項に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に居所を有する個人 当該個人の居所地

一 基準日における国内の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）から交付を受けた住民票の写し若しくは消除された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）

二 戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し

21) 第十八条の十二第三項及び第四項の規定は、施行令第二十五条の第十三十四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十八条の十二第三項第三号中「番号既告知者」とあるのは、「施行令第二十五条の十三第二十四項の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

二 恒久的施設を有する非居住者（前号に掲げる者を除く。） 当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地

26| 金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の第十三第十七項本文、第二十一項第二号イ又は第三十五項の規定による確認をした場合には、同条第三十六項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

一 施行令第二十五条の第十三第十七項本文又は第二十一項第二号イの確認をした場合 当該確認の際に、同条第十七項第一号の規定により提示を受けた書類の名称若しくは同条第八項第二号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受けた旨又は同条第十七項第二号の規定により同号に規定する書類の提出を受けた旨

二 施行令第二十五条の第十三第十五項の確認をした場合 当該確認の際に、同条第三十三項の規定により提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

22| 金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の第十三第十七項本文、第二十一項第二号イ、第二十八項又は第二十九項後段の規定による確認をした場合には、同条第三十項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

一 施行令第二十五条の第十三第十七項本文又は第二十一項第二号イの確認をした場合 当該確認の際に、同条第十七項第一号の規定により提示を受けた書類の名称若しくは同号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受けた旨又は同項第二号の規定により同号に規定する書類の提出を受けた旨

23| 法第三十七条の第十四第九項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申請事項（次項及び第四十一項第三号において「申請事項」という。）を同条第九項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条の規定の例による。

24| 法第三十七条の第十四第九項に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより申請事項を送信する方法とする。

25| 法第三十七条の第十四第十項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の第十四第六項各号の申請書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二 非課税適用確認書の交付を行わない理由

三 其他参考となるべき事項
26 法第三十七条の第十四第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の第十三第二十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

三 当該非課税口座簡易開設届出書の提出年月日

四 当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された勘定の種類及びその勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

五 勘定設定期間として法第三十七条の第十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税口座簡易開設届出書が令和六年一月一日以後に提出がされたものである場合には、同号ロに掲げる期間）

六 其他参考となるべき事項

27 法第三十七条の第十四第十二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名及び生年月日

二 勘定設定期間として法第三十七条の第十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税口座簡易開設届出書が令和六年一月一日以後に提出がされたものである場合には、同号ロに掲げる期間）

三 整理番号

四 其他参考となるべき事項

28 法第三十七条の第十四第十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二 其他参考となるべき事項

29 法第三十七条の第十四第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

27| 法第三十七条の第十四第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者等変更届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 省 略

三 法第三十七条の第十四第十三項に規定する変更前非課税口座（次号において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を同項に規定する他の非課税口座に設けようとする旨

四 省 略

五 第三号の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の年分

六・七 省 略

28| 法第三十七条の第十四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者等変更届出書の提出をした者（次号において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号

二 当該非課税適用確認書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に就きそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 当該非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該非課税適用確認書に記載された氏名

四 当該非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

五 当該非課税適用確認書の提出年月日

六 当該非課税適用確認書に記載された勘定設定期間において最初に非課税管理勘定若しくは累積投資勘定が設定された日又は設定予定年月日及び当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

七 其他参考となるべき事項

30| 法第三十七条の第十四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者等変更届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 同 上

三 法第三十七条の第十四第十八項に規定する変更前非課税口座（次号において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を同項に規定する他の非課税口座に設けようとする旨

四 同 上

五 第三号の非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分

六・七 同 上

31| 法第三十七条の第十四第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者等変更届出書を提出した者（次号において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 省 略

四 当該金融商品取引業者等変更届出書に記載された非課税管理勘定又は累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の年分

五 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を廃止し、又は設けないこととした旨及びその提出年月日

六 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該廃止した非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしていない旨

七 省 略

29| 法第三十七条の十四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所（その者が継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者）をいう。第三十三項において同じ。）であり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（同条第二十二項第一号に規定する帰国をいう。第三十三項第六号及び第三十五項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十二項に規定する出国をいう。第三十三項及び第三十四項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二・三 省 略

四 当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

五 省 略

30| 法第三十七条の十四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

三 同 上

四 当該金融商品取引業者等変更届出書に記載された非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分及び当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

五 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により当該非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を廃止し、又は設けないこととした旨及びその提出年月日

六 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該廃止した非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れをしていない旨

七 同 上

32| 法第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所（その者が法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第三十六項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出をしたものであり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する帰国をいう。第三十六項第六号及び第三十八項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する出国をいう。第三十六項及び第三十七項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二・三 同 上

四 当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分及び当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

五 同 上

33| 法第三十七条の十四第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座廃止届出書の提出をした者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 五 省 略

六 当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付する場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

七 省 略

31| 法第三十七条の十四第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 廃止通知書（法第三十七条の十四第二十項に規定する廃止通知書という。以下この項及び次項第三号において同じ。）を提出した者の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該廃止通知書に記載された整理番号

三 四 省 略

五 当該廃止通知書の提出を受けた旨並びに当該廃止通知書の次に掲げる場合の区分のうちいずれに該当するか及び当該場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 第十五項第三号イに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号イに規定する廃止をした年月日

ロ 第十五項第三号ロに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の日付

ハ 非課税口座廃止通知書の提出があつた場合 当該非課税口座廃止通知書に記載された第十六項第三号に規定する廃止された年月日

六 当該廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定

一 非課税口座廃止届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 五 同 上

六 当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付する場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定への上場株式等の受入れの有無及び当該非課税口座廃止通知書に記載すべき第十三項第三号イ又はロに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める勘定設定期間の区分

七 同 上

34| 法第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 廃止通知書（法第三十七条の十四第二十五項に規定する廃止通知書という。以下この項及び次項第三号において同じ。）を提出した者の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該廃止通知書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 四 同 上

五 同 上

イ 第十二項第三号イに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号イに規定する廃止をした年月日

ロ 第十二項第三号ロに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の日付

ハ 非課税口座廃止通知書の提出があつた場合 当該非課税口座廃止通知書に記載された第十三項第三号に規定する廃止された年月日

六 当該廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定

、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

七 当該廃止通知書が法第三十七条の第十四第十九項の規定により提出されたものである場合には、前号の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号

八 省 略

32] 法第三十七条の第十四第二十一項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の第十四第二十一項に規定する提出者の氏名及び生年月日

二 法第三十七条の第十四第二十項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る第十五項第二号の整理番号及び前項第六号に規定する非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の第十四第二十項の所轄税務署長に対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載された廃止通知書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 省 略

33] 法第三十七条の第十四第二十二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 継続適用届出書提出者の氏名、生年月日及び住所

二 継続適用届出書提出者に係る法第三十七条の第十四第二十二項第一号に規定する給与等の支払者（次号において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地

三 省 略

四 継続適用届出書提出者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

五 省 略

六 継続適用届出書提出者が帰国をする予定年月日及び帰国をした後再

又は累積投資勘定の年分

七 当該廃止通知書が法第三十七条の第十四第二十四項の規定により提出されたものである場合には、前号の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号

八 同 上

35] 法第三十七条の第十四第二十六項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の第十四第二十六項に規定する提出者の氏名及び生年月日

二 法第三十七条の第十四第二十五項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る第十二項第二号イ又はロの整理番号及び前項第六号に規定する非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の第十四第二十五項の所轄税務署長に対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載された廃止通知書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 同 上

36] 法第三十七条の第十四第二十七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 継続適用届出書の提出（法第三十七条の第十四第二十七項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 継続適用届出書の提出をする者に係る法第三十七条の第十四第二十七項第一号に規定する給与等の支払者（次号において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地

三 同 上

四 継続適用届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

五 同 上

六 継続適用届出書の提出をする者が帰国をする予定年月日及び帰国を

び第四号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

七 継続適用届出書提出者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定の適用を受けない旨又は同項の規定の適用を受けないと見込まれる旨

八 継続適用届出書提出者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

九 省 略

34| 法第三十七条の十四第二十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四第二十二項第二号の届出書（以下この項、第八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第九号において「出国届出書」という。）の提出（法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九第二項第九号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 出国届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

三 省 略

35| 法第三十七条の十四第二十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 帰国届出書（法第三十七条の十四第二十四項に規定する帰国届出書をいう。第三号並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 省 略

四 前号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

五 省 略

した後再び第四号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

七 継続適用届出書の提出をする者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定の適用を受けない旨又は同項の規定の適用を受けないと見込まれる旨

八 継続適用届出書の提出をする者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

九 同 上

37| 法第三十七条の十四第二十七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四第二十七項第二号の届出書（以下この項、第八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第九号において「出国届出書」という。）の提出（法第三十七条の十四第二十七項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九第二項第九号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 出国届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三 同 上

38| 法第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 帰国届出書（法第三十七条の十四第二十九項に規定する帰国届出書をいう。第三号並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 同 上

四 前号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

五 同 上

36| 施行令第二十五条の十三第三十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第三十八項の申請書を提出する者の名称、所在地及び法人番号

二 法第三十七条の十四第二十七項の承認を受けようとする旨

三 法第三十七条の十四第二十七項に規定する提供事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 省 略

37| 法第三十七条の十四第二十七項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第三十八項の所轄税務署長への申請に基づく同条第三十九項又は第四十一項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

39| 施行令第二十五条の十三第三十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第三十二項の申請書を提出する者の名称、所在地及び法人番号

二 法第三十七条の十四第三十二項の承認を受けようとする旨

三 法第三十七条の十四第三十二項に規定する提供事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 同 上

40| 法第三十七条の十四第三十二項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第三十二項の所轄税務署長への申請に基づく同条第三十三項又は第三十五項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

41| 施行令第二十五条の十三第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第三十六項に規定する所轄税務署長が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長を経由して交付する同項に規定する書類又は書面の別

二 前号の書類に記載された整理番号

三 第一号の金融商品取引業者等の営業所の長が、同号の所轄税務署長に対して法第三十七条の十四第九項の規定による申請事項の提供をする際に、当該申請事項が記載された同条第六項各号の申請書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 その他参考となるべき事項

(非課税口座異動届出書等の記載事項)

第十八条の十五の四 施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第一項前段に規定する非課税口座異動届出書をいう。次号及び次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号イにおいて同じ。）の提出（施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する提出をいう。以下この条（第三項を除く。）及び同号イにおいて同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（氏名又は住所の変更をした者にあつては、氏名、生年

(非課税口座異動届出書等の記載事項)

第十八条の十五の四 同 上

一 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第一項後段に規定する非課税口座異動届出書をいう。次号及び次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号イにおいて同じ。）の提出（施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する提出をいう。以下この条（第三項を除く。）第十八条の十五の九第二項第八号及び第十八条の十五の十一第二項第十号イにおいて同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び

月日及び住所)

二 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

三・四 省略

2 省略

3 施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第二項前段に規定する非課税口座異動届出書をいう。次号において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。同号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

三・四 省略

4 施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 移管前の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

三・四 省略

5 施行令第二十五条の十三の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その提出を受け、又は経由した次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第六項に規定する非課税口座異動届出書をいう。以下この項において同じ。）
当該非課税口座異動届出書に係る第一項各号に掲げる事項及び当

個人番号（氏名又は住所の変更をした者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三・四 同上

2 同上

3 同上

一 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第二項前段に規定する非課税口座異動届出書をいう。次号において同じ。）の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三・四 同上

4 同上

一 同上

二 移管前の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三・四 同上

5 同上

一 同上

イ 非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第六項に規定する非課税口座異動届出書をいう。以下この項において同じ。）
当該非課税口座異動届出書に係る第一項各号に掲げる事項及び当

該非課税口座異動届出書に係る同項第二号の金融商品取引業者等の法人番号

ロ 非課税口座移管依頼書（施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する非課税口座移管依頼書をいう。以下この項及び第十八条の十五の八において同じ。）当該非課税口座移管依頼書の提出（施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する提出をいう。）をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号、前項各号に掲げる事項並びに当該非課税口座移管依頼書に係る同項第一号の移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号

二 非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は前条第十項第二号に規定する提供を受けた整理番号

（金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項）

第十八条の十五の五 施行令第二十五条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管先の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十二項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出をいう。第十八条の十五の七第二項第二号並びに第十八条の十五の九第二項第一号及び第八号二において同じ。）があつた日からその者に係る法第三十七条の十四第二十四項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にその移管がされた場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出がされた非

該非課税口座異動届出書に係る第一項第二号の金融商品取引業者等の法人番号

ロ 非課税口座移管依頼書（施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する非課税口座移管依頼書をいう。以下この項及び第十八条の十五の八において同じ。）当該非課税口座移管依頼書を提出した者の氏名、生年月日、住所及び個人番号、前項各号に掲げる事項並びに当該非課税口座移管依頼書に係る同項第一号の移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号

二 非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書の前条第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

（金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項）

第十八条の十五の五 同上

一 施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管先の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出があつた日からその者に係る同条第二十九項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にその移管がされた場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定する際に提出がされた非課税適用確認書、勘

課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 省 略

四 当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

五 七 省 略

(非課税口座開設者死亡届出書の記載事項等)

第十八条の十五の七 省 略

2 施行令第二十五条の十三の五に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座開設者死亡届出書（施行令第二十五条の十三の五に規定する非課税口座開設者死亡届出書をいう。次条及び第十八条の十五の九第二項第八号ハにおいて同じ。）の提出（施行令第二十五条の十三の五に規定する提出をいう。次条第一項第三号において同じ。）をする相続人又は受遺者の氏名及び住所

二 被相続人（遺贈をした者を含む。次号及び第十八条の十五の九第二項において同じ。）の氏名、生年月日及び死亡の時における住所（その者が法第三十七条の十四第二項の規定による継続適用届出書の提出をしたものであり、かつ、その者がその死亡の時に帰国をしていなかったものである場合には、その者の出国の日の前日の住所）並びに死亡年月日

三 被相続人がその金融商品取引業者等の営業所において開設していた非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座においてその死亡の時に設けられていた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分

四 省 略

(金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等)

第十八条の十五の八 金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の

定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書の第十八条の十五の三第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項

三 同 上

四 当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

五 七 同 上

(非課税口座開設者死亡届出書の記載事項等)

第十八条の十五の七 同 上

2 同 上

一 非課税口座開設者死亡届出書（施行令第二十五条の十三の五に規定する非課税口座開設者死亡届出書をいう。次条及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出する相続人又は受遺者の氏名及び住所

二 被相続人（遺贈をした者を含む。次号及び第十八条の十五の九第二項において同じ。）の氏名、生年月日及び死亡の時における住所（その者が法第三十七条の十四第二項の規定による継続適用届出書の提出をしたものであり、かつ、その者がその死亡の時に帰国をしていなかったものである場合には、その者の出国の日の前日の住所）並びに死亡年月日

三 被相続人がその金融商品取引業者等の営業所において開設していた非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座においてその死亡の時に設けられていた非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

四 同 上

(金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等)

第十八条の十五の八 同 上

翌年から五年間保存しなければならない。

一 省 略

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書 これらの届出書、依頼書、書類若しくは通知書に係る非課税口座が廃止された日の翌日から五年を経過する日

三 省 略

2 法第三十七条の第十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十項又は施行令第二十五条の十三の二第六項若しくは第二十五条の十三の三第二項の規定により提供すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

3 非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、勘定廃止通知書、非課税口座廃止届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届

一 同 上

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、非課税適用確認書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書 これらの届出書、依頼書、書類、確認書若しくは通知書（以下この号において「届出書等」という。）に係る非課税口座が廃止された日又は届出書等に記載された勘定設定期間（非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書及び金融商品取引業者等変更届出書にあつては、その提出があつた日の属する勘定設定期間）の終了の日の翌日から五年を経過する日のいずれか遅い日

三 法第三十七条の第十四第六項各号の申請書及び施行令第二十五条の十三第二十五項に規定する書類 当該申請書及び書類の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間の終了の日

四 同 上

2 法第三十七条の第十四第九項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項若しくは第二十五項又は施行令第二十五条の十三の二第六項若しくは第二十五条の十三の三第二項の規定により提供すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

3 非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、非課税適用確認書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止届出書、金融商品取引業者等

出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書に記載すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならぬ。

4 第一項第二号又は前項に規定する非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書及び帰国届出書には、第十八条の十の三第一項第二号に規定する電磁的方法により提供されたこれらの届出書又は依頼書に記載すべき事項を記録した同号に規定する電磁的記録を含むものとする。

(非課税口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の九 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたものがある場合には、当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下この条において「非課税口座年間取引報告書」という。）を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 法第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十二項の規定による継続適用届出書の提出があった日からその者に係る同条第二十四項の規定による帰国届出書の提出があった日までの間のこの非課税口座年間取引報告書を作成する場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 当該非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定の

変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、法第三十七条の十四第六項各号の申請書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書に記載すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならぬ。

4 第一項第二号若しくは第三号又は前項に規定する非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、法第三十七条の十四第六項各号の申請書、継続適用届出書、出国届出書及び帰国届出書には、施行令第二十五条の十三の二第五項に規定する電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は申請書に記載すべき事項を記録した同項に規定する電磁的記録を含むものとする。

(非課税口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の九 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたものがある場合には、当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下この条において「非課税口座年間取引報告書」という。）を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 法第三十七条の十四第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出があった日からその者に係る同条第二十九項の規定による帰国届出書の提出があった日までの間のこの非課税口座年間取引報告書を作成する場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 当該非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定の際に提出を受けた非

際に提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に記載された整理番号又は第十八条の十五の第三十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 省 略

四 当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)若しくは(2)、第四号イ又は第六号イ若しくはハ(1)若しくは(2)に掲げる上場株式等(以下この号において「当初取得等上場株式等」という。)及び同項第二号ロ、第四号ロ又は第六号ニに掲げる上場株式等(以下この号において「満期移管上場株式等」という。)並びに同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十二項各号(同条第二十四項、第二十八項又は第三十一項において準用する場合を含む。以下この号及び第七号において同じ。)に掲げる上場株式等(以下この項及び第四項において「分割等上場株式等」という。)につき、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数(分割等上場株式等

課税適用確認書、勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書並びに非課税口座簡易開設届出書の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 法第三十七条の十四第五項第六号イ(1)に掲げる勘定設定期間に係る当該非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下この号において「非課税適用確認書等」という。)当該非課税適用確認書等に記載された基準日における国内の住所及び整理番号(当該非課税適用確認書が同条第三十三項の規定により非課税口座開設届出書に添付して提出をされたものとみなされたものである場合にあつては、これらの事項に代えて、同項の規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出をされた同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号。ロにおいて同じ。)

ロ 法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係る非課税適用確認書等又は非課税口座簡易開設届出書 当該非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同条第十二項の規定により提供を受けた整理番号

三 同 上

四 当該非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)若しくは(2)又は第四号イに掲げる上場株式等(以下この号において「当初取得等上場株式等」という。)及び同項第二号ロに掲げる上場株式等(以下この号において「満期移管上場株式等」という。)並びに同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十二項各号(同条第二十二項において準用する場合を含む。以下この号及び第七号において同じ。)に掲げる上場株式等(以下この項及び第四項において「分割等上場株式等」という。)につき、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数(分割等上場株式等にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十二項各号に規定する

にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十二項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）並びに取得対価の額（法第三十七条の第十四第五項第二号イに規定する取得対価の額をいい、満期移管上場株式等（同項第四号ロに掲げる上場株式等に限る。）にあつては施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する金額と、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号イに規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。）の合計額並びに当該非課税口座に係る当初取得等上場株式等及び満期移管上場株式等の取得対価の額の総額

五 その年中に当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの払出し（振替によるものを含む。以下この号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの次に掲げる事項

イ 二 省 略

六 その年中に交付した当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等（法第九条の八に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額

ロ 当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額

ハ 省 略

七・八 省 略

九 当該非課税口座につき法第三十七条の十四第二十六項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに出国届出書又は継続適用届出書の提出年月日

十・十一 省 略

事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）並びに取得対価の額（法第三十七条の第十四第五項第二号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号イに規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。）の合計額並びに当該非課税口座に係る当初取得等上場株式等及び満期移管上場株式等の取得対価の額の総額

五 その年中に当該非課税口座に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定からの払出し（振替によるものを含む。以下この号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定ごとの次に掲げる事項

イ 二 同 上

六 同 上

イ 当該非課税口座に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定ごとの種類別及び銘柄別の非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額

ロ 当該非課税口座に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定ごとの種類別及び銘柄別の所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額

ハ 同 上

七・八 同 上

九 当該非課税口座につき法第三十七条の十四第三十一項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに出国届出書又は継続適用届出書の提出年月日

十・十一 同 上

3 非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を取得した時前に、その非課税口座内上場株式等と種類及び銘柄を同じくする非課税口座内上場株式等の取得をし、かつ、当該取得をした非課税口座内上場株式等の全てを既に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から払い出しているときは、これらの非課税口座内上場株式等は、それぞれその種類及び銘柄が異なるものとして、前項第四号及び第五号に掲げる事項を記載するものとする。

4 6 省 略

第十八条の十五の十 省 略

2 法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 未成年者口座開設届出書の提出（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第十八条の十五の三第十四項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条及び次条において同じ。）及び個人番号（施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 六 省 略

3 施行令第二十五条の十三の八第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三の八第三項の書類（次号において「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（同項に規定する提出をいう。同号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

3 非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等を取得した時前に、その非課税口座内上場株式等と種類及び銘柄を同じくする非課税口座内上場株式等の取得をし、かつ、当該取得をした非課税口座内上場株式等の全てを既に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定から払い出しているときは、これらの非課税口座内上場株式等は、それぞれその種類及び銘柄が異なるものとして、前項第四号及び第五号に掲げる事項を記載するものとする。

4 6 同 上

第十八条の十五の十 同 上

2 同 上

一 未成年者口座開設届出書の提出（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第十八条の十五の三第十四項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条及び次条において同じ。）及び個人番号（施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 六 同 上

3 同 上

一 施行令第二十五条の十三の八第三項の書類（次号において「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（同条第三項に規定する提出をいう。同号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇五 省略

4〇8 省略

9 施行令第二十五条の十三の八第十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 出国移管依頼書（施行令第二十五条の十三の八第十二項第二号に規定する出国移管依頼書をいう。以下この項において同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 省略

五 出国移管依頼書の提出をする者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

六 出国移管依頼書の提出をする者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

七 省略

10 施行令第二十五条の十三の八第十二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三の八第十二項第四号に規定する未成年者帰国届出書の同号に規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 省略

11 省略

12 法第三十七条の十四の二第五項第七号に規定する財務省令で定める事項は、未成年者口座に非課税管理勘定を設けることができる旨及び次に掲げる事項とする。

一 当該未成年者非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第十六項及び第十七項において同じ。）をした者の氏名及び生年月日

二〇四 省略

13 法第三十七条の十四の二第五項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該未成年者口座廃止通知書に係る未成年者口座廃止届出書の提出（法第三十七条の十四の二第二十項に規定する提出をいう。以下この

二〇五 同上

4〇8 同上

9 同上
一 出国移管依頼書（施行令第二十五条の十三の八第十二項第二号に規定する出国移管依頼書をいう。以下この項において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 同上

五 出国移管依頼書を提出する者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

六 出国移管依頼書を提出する者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

七 同上

10 同上
一 施行令第二十五条の十三の八第十二項第四号に規定する届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二〇四 同上

11 同上

12 同上
一 当該未成年者非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第十四項において同じ。）をした者の氏名及び生年月日

二〇四 同上

13 同上
一 当該未成年者口座廃止通知書に係る未成年者口座廃止届出書を提出した者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

項、第二十一項及び第二十二項並びに次条第二項において同じ。)をした者(次号において「提出者」という。)の氏名及び生年月日

二〇六 省 略

14] 施行令第二十五条の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額

五 その他参考となるべき事項

15] 前項の計算書の書式は、別表第七(二)による。

16] 法第三十七条の十四の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号(施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二〇四 省 略

17] 法第三十七条の十四の二第十六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない理由

三 その他参考となるべき事項

18] 金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項後段の規定による確認をした場合には、同条第二十八項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び同条第二十六項又は第二十七項後段の規定により提示を受けた書類の名称又は署名

二〇六 同 上

14] 同 上

一 法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号(施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第二十四項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二〇四 同 上

用電子証明書等の送信を受けた旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

19| 施行令第二十五条の十三の八第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三の八第二十九項に規定する所轄税務署長が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長を経由して交付する同項に規定する書類又は書面の別

二 前号の書類に記載された整理番号

三 第一号の金融商品取引業者等の営業所の長が、同号の所轄税務署長に対して法第三十七条の十四の二第十五項の規定による申請事項の提供をする際に、当該申請事項が記載された同条第十二項の申請書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 その他参考となるべき事項

20| 省 略

21| 法第三十七条の十四の二第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 未成年者口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 五 省 略

22| 法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 未成年者口座廃止届出書の提出をした者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 七 省 略

23| 省 略

24| 第十八条の十五の三第一項、第十八項から第二十項まで、第二十四項、第二十五項、第二十六項（第二号に限る。）、第三十二項、第三十六項及び第三十七項、第十八条の十五の四（第三項を除く。）、第十八条の十五の五（第四号を除く。）、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八の規定（以下この項及び次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の二第十二項、第十六項第二号、第二十四項各号及び第二十五項並びに施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三項、第三十二項か

15| 同 上

16| 同 上

17| 一 未成年者口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二 五 同 上

18| 一 未成年者口座廃止届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二 七 同 上

19| 同 上

19| 第十八条の十五の三第一項、第十四項から第十六項まで、第十九項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十五項、第三十五項及び第三十九項から第四十一項まで、第十八条の十五の四（第三項を除く。）、第十八条の十五の五（第四号を除く。）、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八の規定（以下この項及び次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の二第十二項、第十六項第二号、第二十四項各号及び第二十五項並びに施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三

第三十四項まで及び第三十七項から第四十一項まで並びに第二十五条の十三の二(第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六の規定を適用する場合について準用する。この場合において、非課税口座に関する規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令」と、「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者口座異動届出書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる非課税口座に関する規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の十五 の三第一項	省略	省略
	省略	省略

第十八条の十五 の三第十八項	及び第二十六項第二号並びに第十八条の十五の十第十八項	及び第十八条の十五の十第二十四項において準用する第二十六項第二号
	非課税口座開設届出書	未成年者口座開設届出書
第十八条の十五 の三第二十五項	第三十七条の十四第八項	第三十七条の十四の第二十項

項、第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十六項並びに第二十五条の十三の二(第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六の規定を適用する場合について準用する。この場合において、非課税口座に関する規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令」と、「非課税適用確認書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と、「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる非課税口座に関する規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
	同上	同上
第十八条の十五 の三第十四項	第三十七条の十四第六項第一号	第三十七条の十四の第二十項
	及び第二十二項第二号	及び第十八条の十五の十第十九項において準用する第二十二項第二号
第十八条の十五 の三第十九項	同上	同上
	同上	同上
第十八条の十五 の三第二十五項	第三十七条の十四第十項第二号	第三十七条の十四の第二十項第二号
	第三十七条の十四第八項	第三十七条の十四の第二十項

第十八条の十五の四第一項	並びに第十八条の十五の九第二項第八号	第十八条の十五の十第二十四項において準用する第十八条の十五の八	第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項	第三十七条の十四第二十七項	廃止通知書	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定	第十五項第二号	第三十七条の十四第二十項	第三十七条の十四第二十一項に	第三十七條の十四の二第二十四項に	第三十七條の十四の二第二十四項第一号	第十八条の十五の三第三十二項	第三十七條の十四の二第二十四項第一号	第三十七條の十四の二第二十四項第一号

同上	並びに第十八条の十五の九第二項第八号	第十八条の十五の十第十九項において準用する第十八条の十五の八	第十八条の十五の三第四十一項	第三十七條の十四第九項	同上	非課税管理勘定又は累積投資勘定	第十二項第二号イ又はロ	第三十七條の十四第二十五項	第三十七條の十四第二十六項に	第三十七條の十四第二十六項に	第三十七條の十四第二十六項第一号	第十八条の十五の三第三十五項	第三十七條の十四第二十六項第一号	第三十七條の十四第二十六項第一号	六項各号
															同上

第十八条の十五 の四第四項		第十八条の十五 の四第四項			
この条（第三項を除く。） 、同号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	番号
この条	省略	番号	省略	番号	番号
この条（第三項を除く。） 、同号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	番号
この条	省略	番号	省略	番号	番号
この条（第三項を除く。） 、同号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	省略	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定、累積投資勘定又 は特定累積投資勘定 の区分	番号
この条	省略	番号	省略	番号	番号

第十八条の十五 の四第五項		同上			
この条（第三項を除く。） 、第九第二項第八号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上
この条（第三項を除く。） 、第九第二項第八号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上
この条	同上	番号	同上	番号	同上
この条（第三項を除く。） 、第九第二項第八号及び第十八条の十五の十一 第二項第十号イ	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上	番号及び当該非課税 口座に現に設けられ ている非課税管理勘 定又は累積投資勘定 に係る勘定設定期間 の区分	同上
この条	同上	番号	同上	番号	同上

第十八条の十五の七第二項	第十八条の十五の七第一項	の五	第十八条の十五	の五	に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提	供を受けた	非課税口座を	非課税口座に	非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定	累積投資勘定	非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは	に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提	供を受けた	非課税口座の	省略	次条及び第十八条の十五の九第二項第八号ハ

同上	同上	第十八条の十五の五	第十八条の十五	の五	又は非課税口座簡易開設届出書の前条第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に	応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項	非課税口座を	非課税口座に	非課税管理勘定又は累積投資勘定	、勘定廃止通知書若しくは	又は非課税口座簡易開設届出書の第十八条の十五の三第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に	応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項	非課税口座の	同上	次条及び第十八条の十五の九

<p>金融商品取引業者等 変更届出書、非課税</p>	<p>通知書 用届出書、勘定廃止 株式等受入選択不適 、特定累積投資上場 により提出する書類 十七項第二号の規定 、特定累積投資上場 株式等受入選択不適 通知書</p>	<p>第十八条の十五 の八第一項</p>	<p>第十八条の十五 の八の見出し</p>
<p>金融商品取引業者等 変更届出書、非課税</p>	<p>非課税口座開設届出 書、特定口座以外の 他の保管口座への非 課税口座内上場株式 等移管依頼書、非課 税口座内上場株式等 移管依頼書、未成年 者口座非課税口座間 移管依頼書、施行令 第二十五条の十三第 十七項第二号の規定 により提出する書類 、特定累積投資上場 株式等受入選択不適 通知書</p>	<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>未成年者口座廃止届出書、 施行令第二十五条の十三の</p>	<p>未成年者口座開設届出書、 第十八条の十五の十第三項 に規定する未成年者口座内 上場株式等移管依頼書、同 条第四項（同条第五項にお いて準用する場合を含む。 ）に規定する特定口座以外 の他の保管口座への未成年 者口座内上場株式等移管依 頼書、未成年者非課税適用 確認書、法第三十七条の十 四の二第十二項の申請書</p>	<p>省 略</p>	<p>省 略</p>

<p>金融商品取引業者等 変更届出書、非課税</p>	<p>通知書 用届出書、勘定廃止 株式等受入選択不適 、特定累積投資上場 により提出する書類 十七項第二号の規定 、特定累積投資上場 株式等受入選択不適 通知書</p>	<p>第十八条の十五 の八第一項</p>	<p>同上</p>
<p>金融商品取引業者等 変更届出書、非課税</p>	<p>非課税口座開設届出 書、非課税口座簡易 開設届出書、特定口 座以外の他の保管口 座への非課税口座内 上場株式等移管依頼 書、非課税口座内上 場株式等移管依頼書 、未成年者口座非課 税口座間移管依頼書 、施行令第二十五条 の十三第十七項第二 号の規定により提出 する書類</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>未成年者口座廃止届出書、 施行令第二十五条の十三の 八第八項に規定する書面、 同条第十二項第二号に規定</p>	<p>未成年者口座開設届出書、 第十八条の十五の十第三項 に規定する未成年者口座内 上場株式等移管依頼書、同 条第四項（同条第五項にお いて準用する場合を含む。 ）に規定する特定口座以外 の他の保管口座への未成年 者口座内上場株式等移管依 頼書</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

<p>口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書</p>	<p>第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段</p>	<p>八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号に規定する出国移管依頼書、同項第四号に規定する未成年者帰国届出書、同条第三十項に規定する未成年者出国届出書</p>
<p>第十八条の十五の八第二項</p>	<p>第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二項</p>	<p>第三十七条の十四の二第二項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項</p>
<p>第十八条の十五の八第三項</p>	<p>非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定</p>	<p>未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、未成年者非課税適用確認書</p>

<p>届出書、帰国届出書</p>	<p>第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段</p>	<p>する出国移管依頼書、同項第四号の届出書、第十八条の十五の二十四項に規定する未成年者出国届出書</p>
<p>書類、確認書若しくは通知書</p>	<p>確認書、通知書若しくは書面</p>	
<p>非課税口座が</p>	<p>未成年者口座が</p>	
<p>又は届出書等に記載された勘定設定期間（非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書及び金融商品取引業者等変更届出書にあつては、その提出があつた日の属する勘定設定期間）</p>	<p>又は法第三十七条の十四第三十三項の規定により当該金融商品取引業者等の営業所の長に同項に規定する非課税適用確認書が添付された同項に規定する非課税口座開設届出書の提出があつたものとみなされた日の属する同項に規定する勘定設定期間</p>	
<p>第三十七条の十四第</p>	<p>第三十七条の十四の二第十</p>	

<p>により提出する書類、勘定廃止通知書</p>	<p>金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書</p>	<p>未成年者口座廃止届出書、施行令第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号に規定する出国移管依頼書、同項第四号に規定する未成年者帰国届出書、同条第三十項に規定する未成年者出国届出書、法第三十七条の十四の二第十二項の申請書</p>	<p>第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段</p>	<p>第十八条の十五の八第四項</p>	<p>非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出</p>
			<p>第二十五条の十三の二第一項後段</p>		<p>未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項第一号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書及び法第三十七条の十四の二第十二項の申請書</p>

<p>六項各号</p>	<p>申請書及び施行令第二十五条の十三第二十五項に規定する書類 当該申請書及び書類の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間の終了の日</p>	<p>二項</p>	<p>申請書 当該申請書の提出をした者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日又は法第三十七条の十四第三十三項の規定により当該金融商品取引業者等の営業所の長に同項に規定する非課税適用確認書が添付された同項に規定する非課税口座開設届出書の提出があつたものとみなされた日の属する同項に規定する勘定設定期間の終了の日のいずれか遅い日</p>	<p>第十八条の十五の八第二項</p>	<p>第三十七条の十四第九項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項若しくは第二十五項</p>	<p>第三十七条の十四の二第十二項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項</p>	<p>第十八条の十五の八第三項</p>	<p>非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税</p>	<p>未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依</p>
-------------	--	-----------	--	---------------------	--	---	---------------------	---	---

国届出書及び帰国届出書	又は依頼書
	依頼書又は申請書

税口座間移管依頼書 施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書	未成年者口座廃止届出書、施行令第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号に規定する出国移管依頼書、同項第四号の届出書、第十八条の十五の二十四項に規定する未成年者出国届出書
第十八条の十五の八第四項	第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段	未成年者口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、法第三十七条の十
第三十七条の十四第六項各号	第二十五条の十三の二第一項後段	

25| 省 略

26| 施行令第二十五条の十三の八第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 未成年者出国届出書（施行令第二十五条の十三の八第三十項に規定する未成年者出国届出書をいう。以下この項及び次条第二項第十一号において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十三の八第三十項に規定する提出をいう。以下この項及び同号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇六 省 略

四第六項各号の申請書、継続適用届出書、出国届出書及び帰国届出書

21| 20| 同 上

施行令第二十五条の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
 - 二 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数
 - 三 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額
 - 四 その月において法第三十七条の十四の二第八項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額
 - 五 その他参考となるべき事項
- 前項の計算書の書式は、別表第七(二)による。
- 23| 第十八条の十三の五第十項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第二十八項において準用する施行令第二十五条の十の十第三項の規定により法第三十七条の十四の二第二十九項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

24| 施行令第二十五条の十三の八第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十五条の十三の八第二十六項の届出書（以下この項及び次条第二項第十一号において「未成年者出国届出書」という。）の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二〇六 同 上

(未成年者口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の十一 省 略

2 法第三十七条の十四の二第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の未成年者口座に係る次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 当該未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等(以下この号において「当初取得等上場株式等」という。)及び同項第二号ロ(2)又はハ(2)に掲げる上場株式等(以下この号において「満期移管上場株式等」という。)並びに同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第十二項各号に掲げる上場株式等(以下この項及び次項において「分割等上場株式等」という。)につき、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数(分割等上場株式等にあつては、当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十二項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数)並びに取得対価の額(法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)に規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号ロ(1)に規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。)の合計額並びに当該未成年者口座に係る当初取得等上場株式等及び満期移管上場株式等の取得対価の額の総額

五 九 省 略

十 当該未成年者口座につきその年中に次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第

二十五条の十三の二第一項前段に規定する未成年者口座異動届出書

(住所の変更に係るものに限る。) その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書の提出をした者に係る変更前の住所

ロ・ハ 省 略

(未成年者口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の十一 同 上

2 同 上

一 三 同 上

四 当該未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等(以下この号において「当初取得等上場株式等」という。)及び同項第二号ロ(2)又はハ(2)に掲げる上場株式等(以下この号において「満期移管上場株式等」という。)並びに同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第十二項各号に掲げる上場株式等(以下この項及び次項において「分割等上場株式等」という。)につき、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数(分割等上場株式等にあつては、当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十二項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数)並びに取得対価の額(法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)に規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号ロ(1)に規定する取得対価の額とする。以下この号において同じ。)の合計額並びに当該未成年者口座に係る当初取得等上場株式等及び満期移管上場株式等の取得対価の額の総額

五 九 同 上

十 同 上

イ 施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第

二十五条の十三の二第一項後段に規定する未成年者口座異動届出書

(住所の変更に係るものに限る。) その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書の提出をした者に係る変更前の住所

ロ・ハ 同 上

十一 当該未成年者口座につき施行令第二十五条の十三の八第三十一項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに未成年者出国届出書の提出年月日
十二・十三 省 略

3 5 省 略

6 第十八条の十三の五第十項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第三十二項において準用する施行令第二十五条の十の第三項の規定により法第三十七条の十四の二十九項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 施行令第二十五条の十七第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 省 略

七 施行令第二十五条の十七第一項の申請書に同条第八項第一号に規定する書類を添付する場合には、その旨

八 省 略

2 施行令第二十五条の十七第三項第六号に規定する財務省令で定める資産は、同号の贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該資産につき次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める決定(その決定をした旨及びその決定をした事項が当該決定に係る議事録その他これに相当する書類に記載されているものに限る。)がされたものとする。

一 四 省 略

五 施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等 当該資産を同号ホに規定する方法により管理することについての当該公益

法人等の合議制の機関の決定

3 省 略

4 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類(当該公益法人等が同項に規定する特定国立大学法人等である場合には、第二号に

十一 当該未成年者口座につき施行令第二十五条の十三の八第二十七項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに未成年者出国届出書の提出年月日
十二・十三 同 上

3 5 同 上

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第十八条の十九 同 上

一 六 同 上

七 同 上

2 同 上

一 四 同 上

3 同 上
4 同 上

掲げる書類)とする。

一 省 略

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第七項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定(次項各号の決定があつた場合には、当該各号に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。)をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類(当該決定が第七項第一号、第二号ロ又は第五号に規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれらの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)又はホの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。)

5 施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びハからホまでに規定する財務省令で定める資産は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一 四 省 略

五 施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等 当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号ホに規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

6 省 略

7 施行令第二十五条の十七第七項第三号に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 四 省 略

五 施行令第二十五条の十七第七項第二号ホに掲げる公益法人等 当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号ホに規定する財産につき同号ホに規定する方法により管理することが決定されていること。

8 施行令第二十五条の十七第九項に規定する財務省令で定める書類は、

一 同 上

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第七項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定(次項各号の決定があつた場合には、当該各号に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。)をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類(当該決定が第七項第一号又は第二号ロに規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれらの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ又はロ(2)の所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。)

5 施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ハ及びニに規定する財務省令で定める資産は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一 四 同 上

6 同 上

7 同 上

一 四 同 上

8 同 上

同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度に係る次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 四 省 略

五 前項第五号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に

規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施

行令第二十五条の十七第七項第二号ホの所轄庁に提出した書類の写し

9・10 省 略

11 法第四十条第五項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該公益法人等が法第四十条第三項の贈与又は遺贈を受けた同条第五項第二号に規定する財産（以下この項及び次項において「譲渡財産」という。）を管理している施行令第二十五条の十七第二十項に規定する方法及び次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 第七項第一号、第二号又は第五号に掲げる公益法人等 当該公益法人等の第八項第一号、第二号ロ又は第五号の所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日

ロ 省 略

三 三六 省 略

12 三六 省 略

32 省 略

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十 省 略

2 三六 省 略

30 省 略

31 第二十三項から第二十五項までの規定は、法第四十条の四第六項第七号及び施行令第二十五条の二十二の三第十四項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第二十三項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

一 四 同 上

9・10 同 上

11 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 第七項第一号又は第二号に掲げる公益法人等 当該公益法人等の第八項第一号又は第二号ロの所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日

ロ 同 上

三 三六 同 上

12 三六 同 上

32 同 上

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十 同 上

2 三六 同 上

30 同 上

31 第二十三項から第二十五項までの規定は、法第四十条の四第六項第七号及び施行令第二十五条の二十二の三第十四項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第二十三項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号」と読み替えるものとする。

(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例)

第十八条の二十四の二 法第四十一条の四の三第二項第一号に規定する耐用年数を財務省令で定めるところにより算定している建物は、次に掲げる建物とする。

一 当該建物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下この項において「耐用年数省令」という。）に定める耐用年数をいう。以下この項において同じ。）を耐用年数省令第三条第一号に掲げる年数としているもの（当該建物の同号に規定する使用可能期間（以下この号において「使用可能期間」という。）につき、次に掲げるいずれかの書類（当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含むものとし、ハに掲げる書類にあつてはイ及びロに掲げる書類によることが困難である場合に限り。）により当該使用可能期間が適当であることの確認ができる建物を除く。）

イ 当該建物の使用可能期間を当該建物が所在している国の法令に基づき耐用年数に相当する年数としている旨を明らかにする書類

ロ 不動産鑑定士又は当該建物の所在している国における不動産鑑定士に相当する資格を有する者の当該建物の使用可能期間を見積もつた旨を証する書類

ハ 当該建物をその者が取得した際の取引の相手方又は仲介をした者の当該建物の使用可能期間を見積もつた旨を証する書類

二 当該建物の耐用年数を耐用年数省令第三条第二号に掲げる年数としているもの

2| その年において前項第一号に規定する確認ができる建物を有する個人が確定申告書を提出する場合には、同号に規定する書類又はその写しを当該申告書に添付しなければならない。

3| 施行令第二十六条の六の三第三項第三号に規定する財務省令で定める基準は、同号に規定する資産の貸付けによる不動産所得を生ずべき業務の収入金額その他の基準のうち当該資産の貸付けの内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとする。

4| 法第四十一条の四の三第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する国外中古建物を譲渡した場合における所得税法施行規則第四

十七条第三項の規定の適用については、同項第四号ハ中「同項各号に定める金額の合計額」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第三項（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）の規定により読み替えて適用される法第三十八条第二項各号に定める金額の合計額」とする。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第十九条の七 省 略

2512 省 略

13 第三条の十八第三項から第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項までの規定は、法第四十一条の十三の三第三項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定並びに施行令第二十六条の二十第二十二項において準用する施行令第三条第一項から第四項まで、第十項、第十五項から第十九項まで及び第二十二項から第二十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第三条の十八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項第一号	省 略	省 略
第三項第三号	省 略	省 略
第十一項	省 略	省 略
第十五項	省 略	省 略
第二十項第二号	同条第一項又は第五項後段	法第四十一条の十三の三第一項
振替国債にあつては社債、株式等の振替に関する		第十九条の七第五項第二号

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第十九条の七 同 上

2512 同 上

13 第三条の十八第三項から第六項まで、第九項から第二十一項まで及び第二十六項から第三十二項までの規定は、法第四十一条の十三の三第三項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定並びに施行令第二十六条の二十第二十二項において準用する施行令第三条第一項から第四項まで、第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第三条の十八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
第十九項第二号	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

	第二十七項第三号					
	第二十七項第三号	利子	法第五条の二第二項又は第五項後段			る法律（平成十三年法律第七十五号）第九十一条第三項第二号に規定する銘柄をいい、振替地方債にあつては同法百十三条において準用する同法第六十八条第三項第二号
	第二十八項第一号	第五條の二第十五項				
	第二十八項第三号	規定する利子				
第二十三項第二号		規定する利子				
	第二十七項第四号及び第五号	利子				
	第二十七項第三号	償還金	同条第一項			償還金（法第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る同条第七項第九号に規定する差益金額
	第二十八項第一号	第四十一条の十三の三第十項又は第十一項				
	第二十八項第三号	規定する償還金				
第十九条の七第五項第二号及び第九項第二号		規定する償還金				

	第二十六項第三号					
	第二十六項第三号	同上	同上	同上	同上	
	第二十七項第一号	同上	同上	同上	同上	
	第二十七項第三号	同上	同上	同上	同上	
第二十二項第二号		同上	同上	同上	同上	
	第二十六項第四号及び第五号	同上	同上	同上	同上	
	第二十七項第三号	同上	同上	同上	同上	
	第二十七項第一号	同上	同上	同上	同上	
	第二十七項第三号	同上	同上	同上	同上	
同上		同上	同上	同上	同上	

表第三十二項の 第二項第二号				第三十二項	
	第二項第二号		については	第二項、 同条第一項の	償還金の額に對 応するものとし て支払われた利 子
第十九条の七第一項第二号	第十九条の七第一項第二号	第十九条の七第一項、第九項及び第十項並びに	については、同条第一項第三号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、同条第九項第一号中「第四十一条の十三の三第十一項」とあるのは「第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の十三の三第十一項」と、「適格口座管理機関（同条第七項第十号に規定する適格口座管理機関をいう。次号及び次項において同じ。）」とあるのは「特定受託者」と、同項第二号中「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者に係る特定振替機関」と、同条第十項第一号中「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者」とするほか	法第四十一条の十三の三第一項の	償還金

表第三十一項の 第二項第二号				第三十一項	
	同上		同上	同上	同上
同上			同上	同上	同上

第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項								号の項
特定受託者	特定振替機関等	第二項第三号及び第三項第一号	同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号	同条第四項	第五條の二第七項第一号		第五條の二第七項に規定する信託の受託者	第五條の二第一項に規定する特定振替機関等
特定受託者（法第四十一條の十三の三第十二項において準用する法第五條の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一條の十	特定振替機関等（法第四十一條の十三の三第一項に規定する特定振替機関等	第三項第一号	法第四十一條の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債の同項第六号	法第五條の二第四項	第四十一條の十三の三第七項第一号		第四十一條の十三の三第一項に規定する特定受託者（次号、第九項及び第十項	第四十一條の十三の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十六項

第三十一項の表第二項第三号及び第三項第一号の項								号の項
同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上

第三十三項							第三十二項の表第五項第四号の項	
第八十二条第一項							係る特定振替機関	
第三條の十八第五項第三号	利子等の支払	第五條の二第四項（	とあるのは、	、同項	とあるのは、	第九十條の二第一項及び第二項	三の三第一項に規定する特定受託者	
第十九條の七第十三項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同令第三條の十八第五項第三号	償還金等の交付	第四十一條の十三の三第十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五條の二第四項（	とあるのは	、同條第一項	とあるのは	第九十條の二第一項及び第二項	係る法第四十一條の十三の三第七項第一号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である法第五條の二第四項に規定する信託の信託財産に属する法第四十一條の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債の同項第六号に規定する振替記載等に係る同項第一号に規定する特定振替機関に限る。以下この條において同じ。）	

第三十二項							第三十一項の表第五項第四号の項	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

	組合員等の各人別」と	組合員等（次項において「組合員等」という。）の各人別」と、同条第二項中「者の各人別」とあるのは「者の各人別（租税特別措置法第四十一条の十三の第三十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その償還金等の交付を受ける同項の組合又は信託の組合員等の各人別）」と
--	------------	---

14
5
20 省 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十九条の九 省 略

2
5
4 省 略

5 施行令第二十六条の二十六第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 施行令第二十六条の二十六第五項第三号の純損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは各種所得の生じた場所（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。以下この号において同じ。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）

三
5
省 略

6
7
省 略

	同上	同上
--	----	----

14
5
20 同 上

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十九条の九 同 上

2
5
4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 施行令第二十六条の二十六第五項第三号の純損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは各種所得の生じた場所

三
5
同 上

6
7
同 上

(先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例)

第十九条の十 法第四十一条の十五の二の規定により所得税法第二百二十五条第一項の調書を同一の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成し、提出する場合における所得税法施行規則第九十条の五の規定の適用については、同条第一号、第二号及び第四号中「その年中に」とあるのは、「その」とする。

2・3 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第十九条の十の二 法第四十一条の十七第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十四条第四項(同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特定一般用医薬品等購入費の額その他の財務省令で定める事項は、確定申告書に記載した同法第七十三条第三項に規定する医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる事項とする。

一 その年中において支払った法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費(次号及び第三号において「特定一般用医薬品等購入費」という。)の額

二 四 省略

2 法第四十一条の十七第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十四条第四項に規定する居住者の氏名、当該居住者が取組を行った年その他の財務省令で定める事項は、法第四十一条の十七第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定の適用を受ける居住者の氏名、当該居住者が施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組を行った年及び当該居住者が行った当該取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村(特別区を含む。)の名称又は当該取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名とする。

(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の三 法第四十一条の十八第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書並びに総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の当該控

(先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例)

第十九条の十 法第四十一条の十五の二の規定により所得税法第二百二十五条第一項の調書を同一の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成し、提出する場合における所得税法施行規則第九十条の五の規定の適用については、同条中「その年中に」とあるのは、「その」とする。

2・3 同上

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第十九条の十の二 法第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十四条第四項(同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特定一般用医薬品等購入費の額その他の財務省令で定める事項は、確定申告書に記載した同法第七十三条第三項に規定する医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる事項とする。

一 その年中において支払った法第四十一条の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費(次号及び第三号において「特定一般用医薬品等購入費」という。)の額

二 四 同上

2 法第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十四条第四項に規定する居住者の氏名、当該居住者が取組を行った年その他の財務省令で定める事項は、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定の適用を受ける居住者の氏名、当該居住者が施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組を行った年及び当該居住者が行った当該取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村(特別区を含む。)の名称又は当該取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名とする。

(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十の三 法第四十一条の十八第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書並びに総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の当該控

除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金（以下この条において「政党等に対する寄附金」という。）が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第四十一条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる団体である旨を証する書類で当該報告書により報告された次に掲げる事項の記載があるもの又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等という。次条及び第十九条の十の五第十二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（同令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。次条及び第十九条の十の五第十二項において同じ。）を添付しなければならない。

一 四 省 略

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 省 略

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3・4 省 略

5 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国の補助金

除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金（以下この条において「政党等に対する寄附金」という。）が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第四十一条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる団体である旨を証する書類で当該報告書により報告された次に掲げる事項の記載があるもの又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等という。次条及び第十九条の十の五第十一項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（同令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。次条及び第十九条の十の五第十一項において同じ。）を添付しなければならない。

一 四 同 上

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 同 上

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3・4 同 上

5 施行令第二十六条の二十八の二第五項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第五項第九号に規定する国の補助金

等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 省 略

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 省 略

八 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資を含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第七項第四号及び第十項第二号において同じ。）

6 施行令第二十六条の二十八の二第六項第三号に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額（当該総額のうちに休眠預金等交付金関係助成金の額が含まれている場合には、当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額とする。以下この項において「受入寄附金総額」という。）の百分の十（寄附者が所得税法施行令第二百七十七条各号に掲げる法人又は法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第五項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 同 上

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第五項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 同 上

6 施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する財務省令で定める金額は、受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）の百分の十（寄附者が所得税法施行令第二百七十七条各号に掲げる法人又は法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

7 施行令第二十六条の二十八の二第六項第三号に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

一 三 省 略

四 休眠預金等交付金関係助成金の総額

8 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する経常収入金額及び同項第三号に規定する寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

9 施行令第二十六条の二十八の二第六項第五号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10 施行令第二十六条の二十八の二第六項第五号に規定する財務省令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

一 学校の入学に関する寄附金

二 休眠預金等交付金関係助成金

11 施行令第二十六条の二十八の二第六項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

12 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 省 略

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）の次に掲げる書類の写しとして当該法人

7 施行令第二十六条の二十八の二第五項第三号に規定する財務省令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

一 三 同 上

8 施行令第二十六条の二十八の二第五項第二号に規定する経常収入金額及び同項第三号に規定する寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員と親族関係を有する者又は当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

9 施行令第二十六条の二十八の二第五項第五号に規定する財務省令で定める事項は、寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10 施行令第二十六条の二十八の二第五項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

11 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

から交付を受けたもの
(1)・(2) 省 略

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) 第一号イ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

(2) その寄附金が当該法人の行う施行令第二十六条の二十八の二第四項に規定する学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられる寄附金である旨

ロ 文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十九条の十一 省 略

2・3 省 略

4 施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、特定新規株式を発行した次の各号に掲げる特定新規中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。

一 法第四十一条の十九第一項第一号及び第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則第十二条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

二 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式

(1)・(2) 同上

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十九条の十一 同上

2・3 同上

4 同上

一 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則第十二条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

二 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式

に係る投資に関する条件を定めた契約で第十八条の十五第四項第二号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

三 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で国家戦略特別区域法施行規則第十三条第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

四 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第二十六条第二項第二号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

5 法第四十一条の十九第一項第一号に規定する財務省令で定める株式会社は、中小企業等経営強化法施行規則第十一条第一項第一号に該当する株式会社又は同項第二号及び第三号に該当する株式会社とする。

6 法第四十一条の十九第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は次に掲げる要件とする。

一 第十八条の十五第五項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす会社であること。

二 次のいずれかの会社であること。

イ 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合（第八項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じて、その発行する特定新規株式を払込みにより取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項及び第八項において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（ロ及び第八項第一号ハにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。）から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第八項第一号ハ(2)において同じ。）により、その発行する特定新規株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

に係る投資に関する条件を定めた契約で第十八条の十五第四項第二号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

三 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で国家戦略特別区域法施行規則第十三条第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

四 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第二十六条第二項第二号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

5 法第四十一条の十九第一項第一号に規定する財務省令で定める株式会社は、中小企業等経営強化法施行規則第十一条第一項各号のいずれかに該当する株式会社とする。

三 中小企業等経営強化法施行規則第十一条第一項第一号又は第二号に該当する株式会社であること。

7| 省 略

8| 7| 施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社^イに該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定新規株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1) 省 略

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）^ロ、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ロ 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特

定新規中小会社が発行した法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式につき法第四十一条の十九第一項の規定の適用を

7| 6| 同 上

一 同 上

イ 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社^イに該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定新規株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ニ及び次号において同じ。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1) 同 上

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第一号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。ロ(3)、ハ(4)及びニ(4)において同じ。）^ロ、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

受ける場合 当該特定新規株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。()並びに当該認定投資事業有限責任組合が第十八条の十五第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1) 当該特定新規中小会社第六項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、第六項第二号イの契約に従って当該認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ハ 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社当該特定新規中小会社が発行した法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる特定新規株式につき法第四十一条の十九第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規株式に係る認定少額電子募集取扱業者の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。()並びに当該認定少額電子募集取扱業者が第十八条の十五第七項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1) 当該特定新規中小会社第六項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、第六項第二号ロの契約に従って当該認定少額電子募集取扱業者の行う電子募集取扱業務による払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ニ 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた沖縄県知事の

ロ 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた沖縄県知事の

当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(3) 省 略

ホ 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(4) 省 略

ヘ 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(4) 省 略

二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の当該特定新規株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定新規株式に係る基準日(当該特定新規株式が法第四十一条の十九第一項第三号又は第四号に定める株式である場合には、当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日)において施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者に該当しないこととの確認をした旨を証する書類

三 〽六 省 略

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十一の二 省 略

2 法第四十一条の十九の二第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(3) 同 上

ハ 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(4) 同 上

ニ 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。)

(1) 〽(4) 同 上

二 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の当該特定新規株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定新規株式に係る基準日(当該特定新規株式が法第四十一条の十九第一項第二号又は第三号に定める株式である場合には、当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日)において施行令第二十六条の二十八の三第一項第一号から第七号までに掲げる者に該当しないこととの確認をした旨を証する書類

三 〽六 同 上

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除)

第十九条の十一の二 同 上

2 同 上

一・二 省略

三 建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。第十九条の十一の四第一項第三号において同じ。）

四 省略

3・4 省略

（外国組合員に対する課税の特例）

第十九条の十二 法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書

（以下この条及び次条第一項において「特例適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 省略

六 当該特例適用投資組合契約に係る施行令第二十六条の第三十二項に規定する投資組合財産（以下この号及び第十二項第五号において「投資組合財産」という。）に対する持分の割合及び同条第四項第二号に規定する損益分配割合（以下この号及び第十二項第五号において「損益分配割合」という。）に関する次に掲げる事項

イ～ニ 省略

七 当該特例適用申告書を提出する者が当該特例適用投資組合契約につき施行令第二十六条の第三十六項の規定の適用を受ける場合には、その旨、当該特例適用投資組合契約につき第五号要件（同項に規定する第五号要件をいう。次号において同じ。）を満たすこととなる年月日並びに同日の前日に有していた恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（当該特例適用投資組合契約に係るものを除く。）の名称及び所在地

八 当該特例適用申告書を提出する者が当該特例適用投資組合契約につき施行令第二十六条の第三十七項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び次に掲げる事項

イ～ハ 省略

九・十 省略

2～5 省略

6 施行令第二十六条の第三十二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同上

三 建築士（建築士法第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。第十九条の十一の四第一項第三号において同じ。）

四 同上

3・4 同上

（外国組合員に対する課税の特例）

第十九条の十二 同上

一～五 同上

六 当該特例適用投資組合契約に係る施行令第二十六条の第三十二項に規定する投資組合財産（以下この号及び第十一項第五号において「投資組合財産」という。）に対する持分の割合及び同条第四項第二号に規定する損益分配割合（以下この号及び第十一項第五号において「損益分配割合」という。）に関する次に掲げる事項

イ～ニ 同上

七 当該特例適用申告書を提出する者が当該特例適用投資組合契約につき施行令第二十六条の第三十五項の規定の適用を受ける場合には、その旨、当該特例適用投資組合契約につき第五号要件（同項に規定する第五号要件をいう。次号において同じ。）を満たすこととなる年月日並びに同日の前日に有していた恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（当該特例適用投資組合契約に係るものを除く。）の名称及び所在地

八 当該特例適用申告書を提出する者が当該特例適用投資組合契約につき施行令第二十六条の第三十六項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び次に掲げる事項

イ～ハ 同上

九・十 同上

2～5 同上

6 同上

一 省 略
二 法人番号を有する者 次に掲げる書類のいずれか

イ 省 略

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人確認書類〔外国法人の第三項に規定する書類(1)及び(2)に掲げるものを除く。〕をいう。次項において同じ。〕

(1)・(2) 省 略

7| 特例適用申告書又は変更申告書(以下この条において「特例適用申告書等」という。)を提出する外国法人が配分の取扱者にその提出の際、当該配分の取扱者が、当該特例適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該配分の取扱者に、施行令第二十六条の第三十第十二項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

8| 省 略

9| 特例適用申告書等を受理した配分の取扱者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該特例適用申告書等に、当該配分の取扱者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

10| 省 略

11| 省 略

12| 施行令第二十六条の第三十第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 法第四十一条の第二十一第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により確認した第三項に規定する書類の名称又は施行令第二十六条の第三十第十二項の規定により確認した第六項に規定する書類の名称(当該書類のうち第七項の規定により提示したとみなされたものがある場合には、同項の規定による確認をした旨を含む。)若しくは施行令第二十六条の第三十第十三項に規定する同じであること

一 同 上

二 法人番号を有する者 次に掲げるいずれかの書類

イ 同 上

ロ (1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人の第三項に規定する書類(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(1)・(2) 同 上

7| 同 上

8| 特例適用申告書又は変更申告書(以下この条において「特例適用申告書等」という。)を受理した配分の取扱者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該特例適用申告書等に、当該配分の取扱者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

9| 同 上

10| 同 上

11| 施行令第二十六条の第三十第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 同 上

四 法第四十一条の第二十一第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により確認した第三項に規定する書類又は施行令第二十六条の第三十第十二項の規定により確認した第六項に規定する書類の名称

確認をした旨

五〇九 省 略

13| 配分の取扱者は、その作成した施行令第二十六条の三十第十五項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

14| 省 略

15| 法第四十一条の二十一第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の十九の三第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項第一号中「内部取引（以下）」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十一第一項に規定する国内源泉所得で同項の恒久的施設に係るもの）を除く。以下」とする。

二〇四 省 略

五 所得税法施行規則第二百二条の規定の適用については、同条第九項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）

第十九条の十四の二 省 略

2 法第四十一条の二十三第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の十九の三第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項第一号中「内部取引（以下）」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十三第一項に規定する国内源泉所得に係るものを除く。以下）」とする。

二 省 略

三 所得税法施行規則第六十七条及び第二百二条の規定の適用については、同令第六十七条の表第五十七条第一項（取引の記録等）の項及び同令第二百二条第九項中「規定する内部取引」とあるのは、「規定する内部取引のうち、租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技

五〇九 同 上

12| 配分の取扱者は、その作成した施行令第二十六条の三十四項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

13| 同 上

14| 同 上

一 第十八条の十九の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下）」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十一第一項に規定する国内源泉所得で同項の恒久的施設に係るもの）を除く。以下」とする。

二〇四 同 上

五 所得税法施行規則第二百二条の規定の適用については、同条第七項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）

第十九条の十四の二 同 上

2 同 上

一 第十八条の十九の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下）」とあるのは、「内部取引（法第四十一条の二十三第一項に規定する国内源泉所得に係るものを除く。以下）」とする。

二 同 上

三 所得税法施行規則第六十七条及び第二百二条の規定の適用については、同令第六十七条の表第五十七条第一項（取引の記録等）の項及び同令第二百二条第七項中「規定する内部取引」とあるのは、「規定する内部取引のうち、租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック

大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

四 所得税法施行規則第百三条の規定の適用については、同条第二号中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得(租税特別措置法第四十一条の二十三第一項(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)の規定の適用があるものを除く。)」とする。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第十九条の十四の三 省 略

2 法第四十二条第一項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引(同条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、同条第一項に規定する財務省令で定める取引を含む。以下この項及び第十六項第五号において同じ。)に係る証拠金(同条第一項に規定する証拠金をいう。以下この項及び第十六項第五号において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 変動証拠金(店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該店頭デリバティブ取引の相手方に対して預託する証拠金をいう。以下この号及び第十六項において同じ。) 店頭デリバティブ取引に付随する契約に、一月に一回以上、店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、当該相手方に対して預託すべき店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の額を当該店頭デリバティブ取引の時価により算出する旨の定めがあること。

二 当初証拠金(店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額に対応して預託する証拠金をいう。以下この号、次項及び第十六項において同じ。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ 店頭デリバティブ取引の相手方との間で一括清算(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第八号)第二条第六項に規定する一括清算をいう。第十六項において同じ。)の約定又はこれに類する約定を締結している場合 当該約定又

競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

四 所得税法施行規則第百三条の規定の適用については、同条第二号中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得(租税特別措置法第四十一条の二十三第一項(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)の規定の適用があるものを除く。)」とする。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第十九条の十四の三 同 上

2 法第四十二条第一項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引(同条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、同条第一項に規定する財務省令で定める取引を含む。以下この項及び第十五項第五号において同じ。)に係る証拠金(同条第一項に規定する証拠金をいう。以下この項及び第十五項第五号において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 変動証拠金(店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該店頭デリバティブ取引の相手方に対して預託する証拠金をいう。以下この号及び第十五項において同じ。) 店頭デリバティブ取引に付随する契約に、一月に一回以上、店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、当該相手方に対して預託すべき店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の額を当該店頭デリバティブ取引の時価により算出する旨の定めがあること。

二 当初証拠金(店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額に対応して預託する証拠金をいう。以下この号、次項及び第十五項において同じ。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ 店頭デリバティブ取引の相手方との間で一括清算(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第八号)第二条第六項に規定する一括清算をいう。第十五項において同じ。)の約定又はこれに類する約定を締結している場合 当該約定又

はこれに類する約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。第十六項において同じ。）に係る基本契約ごとに、当該相手方に対して預託している当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金の額の合計額が当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の百分の十五に相当する金額を超えていないこと。

ロ 省 略

3・4 省 略

5 法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 当該非課税適用申告書を提出する際に經由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の名称及び所在地並びに当該非課税適用申告書の受理がされる当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等（施行令第二十七条第二項に規定する事務所等をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地

五 八 省 略

6 施行令第二十七条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める書類（当該外国法人の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は第四項に規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の次に掲げる書類のい

ずれか

イ・ロ 省 略

二 省 略

7 省 略

8 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関に対し最後に法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をした日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号

はこれに類する約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。第十五項において同じ。）に係る基本契約ごとに、当該相手方に対して預託している当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金の額の合計額が当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の百分の十五に相当する金額を超えていないこと。

ロ 同 上

3・4 同 上

5 同 上

一 三 同 上

四 当該非課税適用申告書を提出する際に經由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の名称及び所在地並びに当該非課税適用申告書の受理がされる当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等（施行令第二十七条第二項に規定する事務所等をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）の名称及び所在地

五 八 同 上

6 同 上

一 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の次に掲げるい

ずれかの書類

イ・ロ 同 上

二 同 上

7 同 上

8 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関に対し最後に法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をした日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号

に規定する事業年度をいう。第十七項において同じ。）終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

9 5 11 省 略

12 施行令第二十七条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 省 略

二 イ又はロに掲げる書類及び外国法人確認書類（第六項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）をいう。次項において同じ。）

イ・ロ 省 略

13| 非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長にその提出をする際、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に、施行令第二十七条第四項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

14| 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、その作成した施行令第二十七条第七項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

18| 省 略

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）
第十九条の十五 省 略

に規定する事業年度をいう。第十六項において同じ。）終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

9 5 11 同 上

12 施行令第二十七条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 同 上

二 イ又はロに掲げる書類及び第六項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ・ロ 同 上

13| 同 上

14| 同 上

15| 同 上

16| 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、その作成した施行令第二十七条第六項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

17| 同 上

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）
第十九条の十五 同 上

2 省 略

3 施行令第二十七条の二第三項第二号に規定する一括清算の約定に類するものとして財務省令で定める約定は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定に類する約定（同号の特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）が金融商品取引法第五十六条の十一の二第一項の規定により従うものとされる当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第三項第二号の証券貸借取引（法第四十二条の二第一項に規定する証券貸借取引をいう。第二十二項第三号において同じ。）に係る業務方法書の定めに係るものに限る。）とする。

4 5 9 省 略

10 法第四十二条の二第八項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十二条の二第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等（第六号及び第二十二項第三号において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）又は同条第三項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引（第六号及び第二十二項第四号において「振替国債等に係る特定債券現先取引」という。）が外国金融機関等又は特定外国法人の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）を通じて行われる場合には、当該営業所等の名称及び所在地

三 5 九 省 略

11 施行令第二十七条の二第二十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める書類（当該外国法人の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は第九項に規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の次に掲げる書類のい

ずれか
イ・ロ 省 略

二 省 略

12・13 省 略

2 同 上

3 施行令第二十七条の二第三項第二号に規定する一括清算の約定に類するものとして財務省令で定める約定は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定に類する約定（同号の特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）が金融商品取引法第五十六条の十一の二第一項の規定により従うものとされる当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第三項第二号の証券貸借取引（法第四十二条の二第一項に規定する証券貸借取引をいう。第二十一項第三号において同じ。）に係る業務方法書の定めに係るものに限る。）とする。

4 5 9 同 上

10 同 上

一 同 上

二 法第四十二条の二第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等（第六号及び第二十一項第三号において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）又は同条第三項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引（第六号及び第二十一項第四号において「振替国債等に係る特定債券現先取引」という。）が外国金融機関等又は特定外国法人の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）を通じて行われる場合には、当該営業所等の名称及び所在地

三 5 九 同 上

11 同 上

一 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の次に掲げるい

ずれかの書類
イ・ロ 同 上

二 同 上

12・13 同 上

14 特定金融機関等は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は特定外国法人に対し最後に特定利子の支払をした日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第二十三項において同じ。）終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

15 § 17 省 略

18 施行令第二十七条の二第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国金融機関等又は特定外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、特定金融機関等の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

二 イ又はロに掲げる書類及び外国法人確認書類（第十一項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）をいう。次項において同じ。）

イ・ロ 省 略

19 非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人が特定金融機関等の事務所等の長にその提出をする際、当該特定金融機関等の事務所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事務所等の長に、施行令第二十七条の二第二十四項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

14 特定金融機関等は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は特定外国法人に対し最後に特定利子の支払をした日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第二十二項において同じ。）終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

15 § 17 同 上

18 施行令第二十七条の二第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国金融機関等又は特定外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、特定金融機関等の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（当該特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の目録見書その他これに類するもの）

二 イ又はロに掲げる書類及び第十一項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ・ロ 同 上

20| 省略

21| 省略

22| 法第四十二条の二第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 振替債等に係る特定債券現先取引等に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げる特定金融機関等の区分に応じそれぞれ次に定める契約が締結された日

(1) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人を除く。）非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（外国金融機関等（同項第一号ロに掲げる外国法人に限る。（1）において同じ。）又は特定金融機関等（同項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業（1）及び次号イ（1）において「金融商品債務引受業」という。）と同種類の業務又は金融商品債務引受業として当該振替債等に係る特定債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法（次号イ（1）において「引受け等」という。）により負担したものを除く。）に係る契約又は非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の施行令第二十七条の二第二十七項第一号に規定する債務の引受け等に係る契約

(2) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。）非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等に係る契約又は施行令第二十七条の二第二十七項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロ（二）省略

四 振替国債等に係る特定債券現先取引に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げる特定金融機関等の区分に応じそれぞれ次に定める契約が締結された日

(1) 省略

(2) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。）非課税適用申告書の提出をした特定外国法人との

19| 同上

20| 同上

21| 同上

一・二 同上

三 同上

イ 同上

(1) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人を除く。）非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（外国金融機関等（同項第一号ロに掲げる外国法人に限る。（1）において同じ。）又は特定金融機関等（同項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業（1）及び次号イ（1）において「金融商品債務引受業」という。）と同種類の業務又は金融商品債務引受業として当該振替債等に係る特定債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法（次号イ（1）において「引受け等」という。）により負担したものを除く。）に係る契約又は非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の施行令第二十七条の二第二十六項第一号に規定する債務の引受け等に係る契約

(2) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。）非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等に係る契約又は施行令第二十七条の二第二十六項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロ（二）同上

四 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 特定金融機関等（法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限る。）非課税適用申告書の提出をした特定外国法人との

間の振替国債等に係る特定債券現先取引に係る契約又は施行令第二十七條の二第二十七項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロへ 省 略
五七 省 略

23| 特定金融機関等は、その作成した施行令第二十七條の二第二十七項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

24| 省 略

間の振替国債等に係る特定債券現先取引に係る契約又は施行令第二十七條の二第二十六項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロへ 同 上
五七 同 上

22| 特定金融機関等は、その作成した施行令第二十七條の二第二十六項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

23| 同 上